

彼れの罪業成じて當さに大苦を受くべし、我れ寧ろ彼れを殺して那落迦(地獄)に墮するとも、終にそれをして無間の苦を受けしめずと、是くの如く彼れに於て或は善心を以て、或は無記心をもてこの事を知り、已つて當來の爲めの故に深く慚愧を生じて、憐愍の心を以て而かも彼れの命を絶つ、この因縁に由て菩薩戒に於て違犯する所なくして、多くの功德を生ず、これは煩惱を缺く、意樂善なるが故に。

と、次に劫盜人物戒に就ていふ。

五分(律)に云ふが如し、衣を争ふの比丘、若し菩薩戒ならば、慳財に由らば罪なり、彼れが罪を護らんがためならば多くの功德を生ず。

と説かれてある、如上は罪を犯すと雖も、菩薩戒に於ては制を開いて却て多くの功德を生ずるの例である。

上來述ぶる所の戒本の意義に就て深く考究するに、今當面の問題たる妻帯の上にて、好んで樂欲せずと雖も、煩惱に制せられて樂みの念を生ずるは違犯なきことと爲つて居る、その煩惱たるや、人間寧ろ都ての動物(自然の欲求たる性慾即ち異性相愛、兩性接觸の欲情をいふものにして、從來この欲情を過度に拘制し、極

度に禁遏せる爲めに、却つて幾許の性戒を違犯し、更に現在に罪を犯して、自ら之を隠蔽せんとして、茲に陽守陰犯なる厭ふべく惡むべき罪惡を生ずるに至つたのである。

依て佛制の許せる限りの一分受、多分受、随分受の制に倣ふて之を解禁するときは、茲に公然性慾の満足を得、煩惱の熾盛も薄らぎて、却つて菩提を障へざるに至る、然るに若し嚴に之を禁遏するときは、恰かも流れて疏通する水は溶々として難なきも、之を遮ぎりてその流れを堰き止めんには、忽ちに急湍激奔して、その禍害の及ぶ所圖り知られざるに至る、法身の慧命を相續すべく惜むべき人身も、遂に耽溺放浪して不倫不自然なる性慾の遂行に依り、終に二重の人格を具へ、破戒の身となるの止むを得ざることに爲る。

由來古昔の佛者は、菩薩戒と聲聞戒とがその戒體戒相斯くの如く判然差別あることを知らず、正像末の機類に推移あることを解せず、否な飽くまで之を知り、之を解すと雖も、或る蠱惑の念に驅られて、僧侶の行業をば一種の窮屈限りなき鑄型の中に篋め込んで、その自由を奪取したるの感がある、終に一の因襲となつてまた自ら異しまざるに至つたであらう、依て遠く佛制の意義の存する所に溯源し

て、轉身自在の分を與へなば、目下に行惱める僧侶妻帯の問題も、難なく茲に解決を得ることに爲る。

第五編 本論第四『僧侶妻帯の實行方法』

第五十五章 宗門僧侶の妻帯と非妻帯との分類

宗門僧侶の妻帯問題、如何に之を解決するといふも、彼の從來の有妻宗の如く、都ての僧侶が今日よりみな妻帯するとは限らぬ、依然として妻帯せざる者もある、否な從來よりの陽守陰犯を繼續して、一生自他を瞞過するの破廉恥漢もある、されどその妻帯と非妻帯との状態分類如何を觀察して、その向背趨勢を知ることとは、是れ今後妻帯實行上に於ける肝要の順序である、而かもその状態分類を觀察するといふも、謂ゆる觀察するものにして、彼の前にもいへる二級制度の如く、表面的に之を分割類別するものではない、併しながら、若し世襲寺院と非世襲寺院とを分割するの時至らば、妻帯者も、非妻帯者も、自然に類別せらるゝことにもなる、先づ左に示す所のその分類なるものを見よ。

第一類

第一種。公に妻帯する者(戸籍上に夫妻關係を有する者)

第二種。私に妻帯する者の婦女と同棲する者(私に妻帯せず單に婢妾等を蓄ふる者をも含む)

第二類

第一種。妻帯せず、私に尼僧と同棲し若くは之に關係する者

第二種。一定の妻妾を帯びず、隨時私に他の婦女娼婦等に關係する者

第三類

第一種。妻帯又は婦女關係を絶對に秘する者

第二種。妻帯又は婦女關係を曖昧に付する者(事實は必らずある)

第四類

妻帯せず、陽に清僧を銜ふて陰に檀信者又は歸依先なる寡婦その他の婦女及び娼婦尼僧等に關係する者

第五類

妻帯せず及び一切の婦女に關係せざる者

如上五類の中、第一類より第四類に至るまでは、その行持に表裏深淺の差こそあれ、概してみな妻帯者に屬すべき者にして、唯りその第五類のみ非妻帯者といふべきである、而かも非妻帯者といふと雖も、唯だ聲聞的に外面上より觀察せるものにして、眞に菩薩の性戒より觀て非妻帯者なるや否やは、自身と佛祖龍天とよ

り外、之を知るべき者が無い。

而かも第一類に屬する者は、その國法上に適否こそあれ或は僧侶としての非難こそあれ、敢てその行跡を味まらず、事實上の妻帯若くは蓄妾として行持の公然なる、今先づ別に之を論ずるの要はない。

次に第二類に屬する者も、常に一定の妻妾こそ蓄へざれ、之を妻帯者の部に接するは當然である、曾て或る人は娼妓と妾との異同を論じて、妾は一人が買へる永き時日の娼妓にして、娼妓は多くの人が買へる短き時日の妾なりといつたことがある、また一面の至言である、今この意味に於て、第二類も亦妻帯と見る。

次に第三類に屬する者は、その妻帯非妻帯の區別頗る曖昧糢稜にして、捕捉すべからざるものあれども、本人も強て自ら清僧を標致せず、餘人も亦決して清僧を以て許さず、而かも事實は全く第二類邊の何れにか屬すべき一種の狡猾者流なれば、之を妻帯の部に攝すべきこと勿論である。

次に第四類に屬する者は、表面自ら清僧を標榜して非妻帯者なるのみならず、内外玲瓏一切の婦女に關係せざるが如く見せかけて、その内實前に表示せる如き陽守陰犯、卑怯未練の癡漢なれば、是等は勿論妻帯者の部に攝すべきである。

終りに第五類に屬する者は、事實上妻帯せず、また事實上一切の婦女に關係せざれば、是れのみ僅かに先づ非妻帯者といふべきである、而かもこの非妻帯者として算ふべき者、宗門一萬四千餘箇寺、住職と徒弟と前住職とを問はず、果して能く幾人あるか。

更に一步を進めて佛説上に就て、眞に菩薩の心地戒より見て、淫欲上に破戒ならざる者を求めんに、前にも一言せる如く、涅槃經に説いてある。

女に交らずと雖も、壁の外にして遙かに女の嬰珞の聲を聞て、心に愛着を生ぜば(淫欲を成じ、戒を破る。

と、また優婆塞戒經に説いてある。

菩薩、女人の身上の嬰珞等を想はゞみな波羅夷罪なり。

と、また文殊問經に説いてある。

菩薩出世の戒は、若し心を以て男女非男女の相を分別するも、是れ菩薩の波羅夷(罪)なるが故に。

と、この意義に於て嚴密に穿鑿すれば、前の第五類の中と雖も、眞に能く破戒ならざる者あるか。

第五十六章 僧侶妻帯の解禁同盟(上)

既に佛制に背かざる妻帯解禁の原由を明らかにして、妻帯に差支なきことを解決せし以上は、之を如何に實行して有効ならしむべきやとの問題が起る、併し是れは眞の實際問題なれば、平易にしてその意義の十分に徹底するを要すべきである、狂句にいふ、鵬齋も金の無心は假名でかくと、茲にその實行方法の大要を一ツ書きとして左に示すことにする。

- 一 各地方に僧侶及びその家族より成れる解禁同盟を結合すること
- 二 同盟者相互間の音問交際を親密にすること
- 三 同盟者家族はその檀信徒並に一般寺院僧侶に成るべく屢々接近すること
- 四 同盟者は自救同盟、社交團體の意義なること
- 五 同盟には會長、團長、盟主等の主宰者を置かざること
- 六 宗門の爲政宗治並に世の治安に關係せざること
- 七 宗務當路並に宗門議會に關係なきこと
- 八 宗務當路の干涉束縛を受けざること

先づ斯くの如くである、是れにて意義は明瞭なれども、猶誤解を招いてはならぬことがある、依て些か蛇の爲めに足を畫がかんか。

一 解禁の同盟は素より僧侶を本位とすれども、その家族も妻は勿論兒女等も都て同盟結合せしむるの要がある、またその結合は強て大なるには及ばぬ、三箇寺にても五箇寺にても十箇寺にても、隣寺組寺法類等にてたやすく、結合し得らるゝ限りで可い、またその中にも異議あり、別の主張ある者まで、強て同盟を勸むるには及ばぬ、異分子あるは不和破綻の基いである。

二 同盟者の相互間殊にその家族の相互間には、別して音問交際を親密にするの要がある、年始とか、盆暮とか、寒暑とか、祭禮とか、別に角立たずして音問交際を親密にするの途はいくらもあらう。

三 寺院僧侶は別にいふまでもなければ、その家族たる同盟者は、その寺の檀信徒及びその寺へ出入交際する同盟者以外の寺院僧侶にも、事情の許す限りは、成るべく親しく接近するの要がある、茲に於て時代と共に久しく咀はれたる日陰者の陰翳も消ゆべく、世の人と交るに於て、女の身だしなみなる容姿禮儀も自然に備はりて、心臆せざる良き内助者と爲るであらう。

四 同盟は僧侶及びその家族が、己れを怖れ、教を懼れ、世を畏れ、未來を恐るる眞の心の閃きより起るものなれば、成るべく簡素に、質素に組織して、世の物笑ひと爲らざることに心懸くるを要とし、且つ飽くまで社交團體の性質を忘れざるやうにして、苟くもその範圍外に出でざるべきこと。

五 前項の意義なるが故に、この同盟にはその結合の大小に拘らず、會長とか、團長とか、盟主とか、苟くも主宰者、統率者らしきものを置かざることに注意せねばならぬ、かゝるものを置けば、自然にその者の責も重く、随つて自餘の者より妬心を挿さまるゝやうにもなり、終に結合の親密なるべき意義も失ふことに爲る、凡そ眞實に事を爲してその効果を收めんには、共に犠牲的でなくてはならぬ、依て若しその名を選ぶにも、成るべくおとなしく嚴めしからざるやうに心懸くべきこと。

六 この同盟は決して宗門の爲政即ち宗治上のことを是非せざるは勿論、斯かる疑念をすら受けざるやうに、互ひに相誠しむることを要する、世の治安または風教に關せざることは素よりいふまでもなからんか。

一より六に至るまでは先づ斯くの如く、頗る穩健平靜にして、何の奇もなく何の

六ヶ敷きこともない、以下、七八の二項に於ては少しく論議に涉ることの必要を認む、依て章を改めて之が辯解を試むることにする。

第五十七章 僧侶妻帯の解禁同盟(下)

若し一面の觀察よりすれば、僧侶妻帯問題の如きは、宗門としての問題中の大問題である、依て最初より之を問題とせずして、禁遏一邊の方針ならば格別、若し之を問題として實行を期せんとするならば、宗務當路者に於てその實行方法を規定して、公然と舉宗一致に施行せしむるか非妻帯者の例外は除くとして(または宗門議會に於て議決して之を實行せしむるか、二者その一に據るを適當とするであらう、是れは一應尤もの説である。

されど今の宗務當路者に向つて之を求むるは、素より無理なる注文である、依て之は先づ問題とせざることを、次は宗門議會に於て之を議決せんかといふに、若し妻帯せる者より人頭税的の宗費でも賦課徴收するとか、または寺院財産保護の方法を立つるとか、物質的問題を主目として、間接若くは側面より云はず語らず妻帯を是認するの結果を得ることは別とし、正面より僧侶の妻帯または寺院の世

襲を議題として之を實行することは、到底不可能でもあり、且つは之を議決すべき性質のものでない、この意義に於ては宗務當路者に向つて規定實行せしむべからざることも亦同然である、茲に於て些か論議の必要はある。

抑も僧侶妻帯の問題たる、僧侶が一身上の行持の根本問題にして、宗務當路者や、議會議員等が、彼れ是れ規定し議決してその許否を云爲すべきものではない、然る所以は前にも詳論せる如く、戒法殊に淫戒の開遮を根本意義とせる妻帯問題をば、宗務當路や宗門議會が之を云爲して何となるべき、菩薩心地の戒法は三世諸佛の通規にして、釋尊と雖も獨自一己の慈懷にては之を如何ともすべからざるは、前に論ぜる如くである、故に盧舍那佛は得戒の本師として之を説かれ、文殊菩薩は七佛の師範として、釋尊を始め自餘の諸佛の所演たる佛法に誤りなきことを白隠して證明せらる、この最尊無上なる戒法の開遮持犯の前に於て、彼れ宗務職員何者ぞ、彼れ議會議員何者ぞ。

若し戒法の開遮持犯の上に於て、違犯して墮獄の果を感ずるとせば、その極苦を受くる者は即ち吾等自身である、謂ゆる自業自得である、妻子珍寶不隨者である、この時に膺り、宗務職員に許されたりとて、宗門議會に議せられたりとて、閻羅

の廳の申開きに爲るべきや、考へざるにも程こそあれ。

次はこの妻帯問題を解決して之を實行し、その實行方法として解禁同盟を結合することが、宗務當路者の干涉束縛、更に痛切に之をいへばその拘制壓迫を受けずやとの懸念である、併し是れは無用の心配である、苟くも暴君汚吏、殷紂夏桀の徒ならざる限りは、この穩健にして平靜、而かも宗治の那邊にも觸忤せず、吾等相互ひが己れの爲め、佛法の爲め、泣きに泣きたる涙の結晶として此に結べる同盟に對して、卵に石を投するが如き無道殘虐は行はざる筈である。

事情は既に斯くの如くである、而かも猶側面の理由として、今宗術に備ふる所の僧籍簿を見よ、日々末派より提出せる僧侶の履歷書、徒弟の得度届を見よ、その書面には原籍の項に於て明らさまに何寺住職の肩書こそ認めざれ、明瞭に宗門僧侶を父とし、その長次男等として記載せるもの幾許あるかを、今も猶妻帯禁遏の方針の下に立てる宗務當路は、是等の書類よりソツト眼を背けて、默認ともつかず、公許とは猶更いへず、空々漠々の間にその宗務を扱つて居る、今苟くも吾等が穩健平靜なる同盟に對して、若し一指だも觸れんとせば、先つ當面の職責として斯かる履歷書得度届の提出者より處分するの必要がある、また個人的徳義上の

責任としては、當路者自身が先づその脚下を照顧するの必要がある、宗務當路の干渉束縛を懸念するを無用なりとは、實にこの意義である。

茲に於て些かこの解禁同盟の必要なる所以を述べんか、若し前文いふが如くならば、敢て同盟を結合せずとも、今日の儘にて差支なからんとの思惑もあらんが、若し今日の儘とせば、矢張依然たる今日の儘である、僧侶の生活は空虚である、妻帯は無意義である、破倫である、不徳である、戒法の違犯である、家族は日蔭者である、また一人よりも二人、二人よりも三人、衆力を合すれば茲に群衆心理となり、大衆威神の力となり、衆心は城を成し、衆口は金を鏢かすに至る、而かも唯だ漠然に同盟すといふにはあらず、戒法護持の上に於て一分受、多分受、随分受、みな人にはいはざれども、陰かに各自の心に於て分に随つて護ることを誓ふとき、是れ乃ち破戒者にあらずして、眞に己れを欺かざる佛戒護持者の同盟と爲る、その結合の必要なる意義、茲に在ることを知らねばならぬ。

第五十八章 僧侶の妻帯と世襲問題並に遺族の扶助

前にもいへる宗門僧侶が戸籍面の夫妻父子關係の如き、時代の要求は、斯く現實

の上に迫つて、宗務機關を嘲つて居る、宗務當路が國家の法律たる戸籍面を抹殺若くは變改するの魔力あるか、さなくば是等の僧侶をみな宗外に放逐するか、或は公然妻帯を認むるか、三者その一を擇ぶ能はざる限りは、今日の宗門は矛盾と扞格とを以て満たされたる黒漫々の大塊たるを免かれざるものである。

されど僧侶の妻帯は既に現實の問題であつて、空論の問題ではない、箭は既に弦を離れて居る、彈丸は既に砲門を出で、居る、發つか發たざるかといふの問題にあらずして、その照準は何れなるか、その着弾點は何處なるかといふの問題である、その妻帯を如何にして意義あらしむるか、その結果を如何にして善美ならしむかとの問題である。

茲に於て寺院世襲問題は乃ち起る、されど妻帯問題と世襲問題とを以て、直に混然一體、同轍不離のものと爲すは、猶早計の感にして今少しく考察するの餘地はある、畢竟するに世襲問題は妻帯問題が生み來れる一種の經濟的調節策たるに過ぎぬ、寺院を世襲とせずして、別に妻帯して家庭を組織し、能く家族制度の本末究竟を成ずるの途あらば、敢て寺院を世襲とするに及ばざるものである。

然るに僧侶は寺院を離れて自活の途なく、妻子眷屬を扶養するの資産を有せざる

が故に、妻帯問題は直に世襲問題と一致關聯して、その器と否とに拘らず、その好むと否とに拘らず、僧侶の子弟をして父兄の業を繼がしめざるを得ざることに爲る、故に今妻帯論者の唱道する所の趣旨を考察するに、寺院を世襲とせざれば寺院は一代毎に荒廢して限りなく、終に宗門全體の衰微を來して、滅亡せざれば止まざるに至るといふにある。

眞にいふ所の如くである、後住は他人である、自分には妻子眷屬がある、妻子は無資産にして多くは常職を有たざる者である、故に縦ひ徒弟は教養せずとも、先住の隱免は缺かすとも、寺は荒るゝとも、常什物は損破するとも、敢て三寶物を私して金を溜め、産を遺して妻子眷屬の計を立つるの必要がある、理屈は別として事實人情は是非斯くの如くなる。

若し在家に在ては、二代、三代、五代、十代乃至數十代を以て一家世襲の基礎を築き、兒孫の爲めに美田を買ふを念とすれども、猶資産家、分限者は少なく、困窮者、貧乏人の多い世の中である、然るに今寺院に在て、僅かばかりの小作米の取立やら、お布施齋米の中を掠めて、一代毎に持去るに於ては、寺院の荒れるは無理からぬことである。

また或る地方に在ては、寺院住職の一代毎に、常什物として褪せたる袈裟の一衣、敝れたる衣の一領だも之を剩さず、大は家具、寢具、座蒲團の汚れたるより、小は鍋釜茶碗の破片に至るまで、みな持去るを常とするが故に、後住たる者は内移りの當日より、先づ自身の食器手廻り道具まで、急に買求むるの要がある。

斯くては世襲論者の所論も實に已むなき次第である、されど今都ての寺院をみな世襲とすることは素より不可能なるのみならず、法規の制定にも關係することである、依て是等は次章に論述することにする。

然るに今世襲寺院の圏外に立てる住職歿後の遺族なる者は、如何にして救はるべきか、如何にして扶助の道は講ぜらるべきか、是れは實に大問題である、唯だ空論にては行かざるのみならず、物質上の大問題である、それには僧侶の遺族本位なる救濟會、即ち住職を被保すべき保險會社の如きものを創設して、共同扶助の方法を講ずることも必要であらう、併しそれは却々の大事業、大難事にして素より今の論題でない、唯だ目下としてはその後住者及び檀信徒の血と涙とに訴へて、この頼りなき遺族に、及ぶ限りの同情を與へて、その本人等の行末は勿論、その先住なる者の位牌に、涙の露のかゝらざるやうに心懸くべきである。

第五十九章 世襲寺院と非世襲寺院(上)

妻帯問題を解決するの結果として、寺院を世襲とすることは、實に已むなしといへ、前にもいへる都ての寺院をみな世襲とすることは、各種の情勢より見て到底能ふべきことでない、依て本山及び一般寺院を先づ世襲と非世襲とに分つて、世襲より除外すべき寺院即ち非世襲寺院の大概を示さんに。

- 一 本山
- 二 本山に次ぐべき寺院
- 三 大地名藍
- 四 有名なる祈禱寺
- 五 特殊の靈佛を安置する寺院
- 六 法類頭たる寺院
- 七 法類檀信徒にて世襲を承認せざる寺院
- 八 世襲を可とせざる土地及びその事情ある寺
- 九 極貧地及び當住が世襲とするを好まざる寺院

本山を世襲とすべからざる理由は、敢て本山は尊とくして末派寺院は卑しきが爲めといふではない、本山は一宗の推選地なるが故に、一人一個の兒孫をしてその後を私せしむべからずといふが主意である、本山に次ぐべき寺院も亦稍や之に準ずれども、是等の寺と大地名藍とは、共に程度、實質上の問題にして、一々その實際に就かざれば、箇々に限定し難き場合がある、また有名なる祈禱寺も信仰情態の上に於て世襲とし難き點がある、特殊の靈佛を安置する寺院も、稍々祈禱寺と同じく、女人が居住しては住職に崇るとか、その他の災害があるとかいへば、決して之を犯すべきでない、法類頭たる寺院は法類相互間の昇住地として、多くその榮譽を分配するの例あれば、是等も非世襲にすべきである、また法類頭にあらずとも、法類及び檀徒等にて世襲を承認せざる寺院がある、是等は多く比較上肉山等にて利益均霑主義の上より世襲とし難き場合がある、また餘人より見て通常寺院と思へるものも、その土地の風習慣例若くは特殊の事情より世襲とするを喜ばざる寺もある、是等は敢てその習慣事情に背いてまで世襲とするの必要はない、唯だ徐ろにその時の熟するを待てば可い、極貧地は之を世襲とするも素より相續自活の見込なければ、之を除外すべきは勿論、その當住が自動的に世襲とす

ることを好まざる向も、之を除くはいふまでもない。以上、述べたる寺院の外の一般寺院は、家族制度を主眼とせる妻帯問題が齎らしたる自然の結果として、都て世襲寺院とすること、實に餘儀なき次第である。茲に於て必らず堅く誤解なき爲め、一言辯ずるの要がある、斯く世襲寺院と非世襲寺院とを分類するも、決して今急速に之を實行せよといふではない、是れには自ら制度の更改を伴ふの必要もあらう、今は唯だ論議の構成及びその順序として、之が意見の概要を示したるまで、ある、縦しや幸にして斯かる意見が實現するとしても、以上に列擧せるものはみな非世襲寺院にして、この論議の爲めに直接何等の影響を受けざるものである。

何事も自然に背き、事實に忤らうて急激に爲さんとすれば、遂に一場の書生論として世の物笑ひを招き、随つて自他を惑亂し、宗安を妨害することにもなる、漸々に世の風潮を指導しつゝ、その目的地に達することは、是れ乃ち宗門として秩序を維持し、幸福を増進する眞の社會政策である。

唯だ世襲寺院に至りては、之をその當住と法類と檀信との間に於ける私約の如きものとして、宗法にも、宗規にも、直接何等の關係なく假りに實行の端緒を開い

て差支なきこと、考ふ、否な現在と雖も既にその傾向は實現しつゝある。

第六十章 世襲寺院と非世襲寺院(下)

既に非世襲寺院を定むる以上は、その住職交代、後任相續は如何なる方法に依るかといふの問題は起る、是れに就てはその有期と無期とは、その寺の實情と關係者相互間の約束に基づくべきも、先づ大體は従前に於ける地方の輪住地の如きものとして、交代相續するを以て頗る當を得たるものと考ふ(而かも是れ當分は關係者の私約として、宗法宗規に關せざる範圍に於て之を行ひ、且つ本山のことは同じく非世襲の中に接するも、今は彼れ是れ論議せざることを要する)

次にこの非世襲寺院に輪住する者は、別にその前住地なる世襲寺院を控地(ヒカ)の如きものとして(その間他より住職名義を置くとも)一定の期間輪住地に仕したる後ち、また元の世襲地に歸住するの路を開いて置かねばならぬ。

以上は大概、本山に次ぐべき寺院、大地名藍等に就ていふ所なれども、その他の寺院は素より區々異様にして、既に一應の成熟せる考案はあれども、今は詳細に之を論議するの餘地なきを以て、他時異日、更にその成案を披陳するの機會もあ

らんか、依て今は之を省略することにす。

斯くする中にも自然淘汰の原則と時代の要求とは、その事實と勢ひの上に顯はれて、非世襲寺院は自ら少数と爲るの時が来るであらう。

今は論議の外なれども、唯だ將來の参考として、本山住職のことを些か辯ずるの要がある、それは今後若し制度更革の時あらば、本山住職は一定の年限を設けて有期住職とせねばならぬ、而かも一の期間を過ぎて末派の興望だにあらば、更に一期間の繼續を得るの路を開けばそれで可い、是れには種々具體せる理由と意見とを有すれども、今は殊更に之を論辯せぬことにす。

斯くて本山住職満期の後ち、また復歸すべき寺がなくてはならぬ、然るに本山住職として一宗法王の地位に昇りたる以上は、元の末派分際なる寺に歸住して、その本山の統率命令に服することは不合理である、依て元の住職地(數箇寺)あらばその一箇寺を徒弟法類等に嗣がしめて、之を退隱地として歸臥すれば可い。

而かも本山住職の家族はその退隱地に置くが可い、問ふ、本山住職に家族があるか、既往には家族なる者がない(否)な一人や半人は家族を有する者があつかも知れぬ併し、將來は之を保證することが出來ぬ、本山住職に家族の有無を彼れ是れい

ふは現今の世としては時代後れの説である。

時代後れといふたが無理か、時代後れといふたか嘘か、されば少しくいふて置くべきことがある。

今の本山住職は共に非妻帯である、若し今後の本山住職に妻帯者、及び妻帯者よりも更に罪惡なる陽守陰犯の徒を出ださば、その時には何とする。

本山住職は非妻帯者及び陽守陰犯以外に限るとせば、若し妻帯者または陽守陰犯の徒が末派の投票を買収し、有ゆる罪惡手段を講じてまで、本山住職と爲りたるときは、末派は直ちに之を排斥するだけの勇氣と實力とがあるか、今よりその覺悟を定めて置くの必要があらう。

また一佛の教旨を奉じ、一定の宗規に違ふ者の行持は、素より同一であらねばならぬ、然るに本山住職は尊とかが故に是非とも非妻帯者でなくてはならぬと定まるならば、之が反證として末派僧侶は卑しきが故に妻帯しても據るないといふの論理に歸する、是れ末派僧侶の面上に唾せる大なる侮辱ではあるまいか、この陰險なる侮辱の蔭には、汝等は破戒僧なり、汝等は不淨僧なり、吾れは即ち清僧なり、吾れは汝等の一生及ぶことの適はざる聖者なりとの高慢が宿る、妻帯者たる

末派僧侶は斯かる侮辱と高慢とを有する本山住職を戴いて、一生、劣等人種視せられて何とも感ぜざるほどに、大なる雅量と鈍き神経とを有するか、恥を知るは人間第一の莊嚴である、少しく恥を知らねばならぬ。

如上の次第なるが故に、今後の時勢としては、その妻帯の有無の如きは、本山住職たるの資格要件に、何等の輕重を意味するものでない、斯かる因襲が止まねばこそ、何時まで経つても眞の佛法は起らぬのである、唯だ陽守陰犯の賈綿密を以て自他を瞞過せる族は、素よりその資格要件から除外すべきである。

第六十一章 寺院に於ける女性と地藏菩薩の本願(上)

護法龍天土地伽藍神の守護せる寺院に女性の生活止住することは、常に三寶物を費消するといふのみでなく、月々の經水及び産時の穢物を以て、梵刹及び淨地を汚すといふこと、頗る苦痛に堪へざるものがある、尤も女人の腰部の病難等を救ふべく烏瑟沙摩明王の靈驗を祈る者もある、また穢跡金剛たる禿髻梵王は、鷲子の見る所の山河を以て、反つて寶土と爲すが如く、婦人の穢物を掃除すべく、利益廣大なりとはいへど、之に依て直に女人血盆の苦を免かれて、却て樂土に生ず

るものとはいはれない、この時に當り、一切衆生三途八難の苦を救はるゝことは、六道能化願王地藏尊の本願功力に絶るより外はない。

尤も大悲觀世音菩薩も、三十二應無刹不現身にして、六道の化益深甚なりと雖も、而かも觀世音菩薩は、その名の詮するが如く、二十五聖者五々圓通の中に在て、獨り耳根圓通にして能く娑婆化土の世音を觀ぜらるゝに於て、施さるゝ所の十四無畏の如き、主として現世の依怙と爲りたまへども、地獄の苦患の救主たるに於ては、能く地藏菩薩に及ぶべくもない。

然るに地藏菩薩は、この娑婆世界に於てその化縁の深きこと、諸宗寺院の門頭は勿論、如何なる寒村僻落の路傍と雖も、その石像を見ざるはなく、逆縁の衆生にすら能く饒益を與へたまふを知る。

殊に六道能化の中に於ても、地獄の化縁の最も深きは地藏菩薩の本願である、依て地獄の門頭に僧形を現はして若人欲了知。三世一切佛。應觀法界性。一切唯心造なる破地獄の偈を授けて、王氏(名は明幹)の墮獄を救はれたるも、實に地藏菩薩である(この破地獄の偈は、華嚴經升夜摩天宮品、覺林菩薩の所説たることいふまでもならぬ)。

また小野篁の導きに依て地獄に到り、閻魔大王の爲めに菩薩戒を授けられたる矢田寺の満米上人が、冥府にて見たてまつりたりといふ、同じ寺の本尊は、火焰後光の世にも異れなる地藏菩薩である。

次に地藏菩薩のもろくの名號に依て、六道の衆生を教化したまふことを述べんに、預天賀地藏としては諸天人を救度したまひ、放光王地藏としては物を雨ふらして五穀を成就せしめたまひ、金剛願地藏としては地獄に入る者を救度したまひ、金剛寶地藏としては餓鬼道を救度したまひ、金剛幢地藏としては修羅道を救度したまひ、金剛悲地藏としては畜生道を救度したまひ、猶地持地藏(一)に護讚陀羅尼地藏(一)に辨尼寶勝地藏(一)に破勝鷄龜地藏(一)に延命法性地藏(一)に不休息法印地藏(一)に讚龍等の諸名號があり、別に處として現はれざるなき無邊身菩薩の名號を有たせらる。

また且らく本地垂跡和光同塵等の説を借り來つて之を述べんに、赤山大明神(叡山の西麓)春日大明神、愛宕大權現は、共に本地々藏菩薩である、また辯才天十六童子の中の第六計升童子、七星中の第六武曲星、十王の第五閻魔大王、藥師十二神將の第六因陀羅大將等は、みなその本地々藏菩薩である。

これより進んで地藏菩薩本願經に依て、菩薩の本願功德の無邊なることを示さんに、大要左の區別に依て之を述ぶることにする。

- 一 産時の母子と主命鬼神
- 二 地藏菩薩因地の發願
- 三 影向の諸菩薩と佛の讚歎
- 四 地藏菩薩を誘するの罪
- 五 堅牢地神及び四天王の擁護
- 六 地藏菩薩分身の誓願と佛の囑累

今の世の生理學上のことは知らねど、女性に於ける月々の經水も、畢竟生殖作用と關係して、産時の穢物と同視すべき意義はなきか、何にもせよ、佛法の上より見ては共に不淨といふことに異論のあるべき筈はない。

この産時の母子を劬はるの功德は、地藏菩薩の本願に依て、佛が之を證明したまふ所である、血盆地獄の因縁といひ、子育地藏の功德といひ、之に伴ふ女人の不淨の罪業は、一に地藏菩薩に於て救濟せらるゝことを信すべきである。佛、地藏菩薩に告げたまはく。

未來世の中、もろくの國王及び婆羅門等ありて、もろくの生産の婦女を見て、若し一念の間も大慈心を具して、醫藥、飲食、臥具を布施して安樂ならしめんに、斯くの如きの福利最も不思議なり、一百劫の中、常に淨居天と爲り、二百劫の中、常に六欲天主となり、畢竟成佛して惡道に墮せず。と、産婦を擁護供給するの功德斯くの如くである、また佛、普廣菩薩に告げたまはく。

若し未來世の中、閻浮提の内、刹利婆羅門長者居士一切の人等及び異姓の種族、新産の者あらんに、或は男、或は女、七日の中、早く與めにこの不思議の經典(地藏本願經)を讀誦し、更に與めに地藏菩薩を名を念じて萬遍に滿つべし、この新生の子、或は男、或は女、宿に殃報あらんも便ち解脱を得て、安樂にして養ひ易く壽命增長ならん、若し是れ福を承けて生るゝ者は、轉た安樂及び壽命を増さん。

と、次に主命鬼神(佛)の授記に依り未來に成佛して無相如來と爲る佛に白して言さく。

この閻浮提の人初生の時、男女を問はず、或は生れんと欲するとき、但し善事

を作さば、舍宅を増益して自ら土地(神)をして無量に歡喜し、子母を擁護し、大安樂を得て眷屬を利益せしめん。

と、主命鬼神に依て土地神をして、子母を擁護せしめらるゝこと斯くの如くである、また次に主命鬼神の言さく。

或は已に生下せば、慎んで殺害(魚鳥の類)をし、もろくの鮮味を以て産母に供給し、及び廣く眷屬を聚めて酒を飲み、肉を食ひ、歌樂絃管すること勿れ、能く子母をして安樂を得ざらしむ。

と、産婦に在る子母の安靜を要すべきこと、また産婦に脂濃き魚類及び酒精の類を食せしめざるの要は、今の世上の實際もこの經説の佛在世なる印度も、みな同じことである、また次に主命鬼神の言さく。

何を以ての故に、この産難のとき無數の惡鬼及び魍魎精魅、腥血を食はんと欲す、是れ我れ早く舍宅の土地の靈祇をして、子母を荷護せしめて、安樂にして利益を得せしむ、斯くの如きの人安樂を見るが故に、便ち福を設けてもろくの土地(神)に答ふべし、聽りて殺害して眷屬を聚むれば、是の罪を以ての故に殃自ら受けて子母俱に損ず。

と、地藏菩薩の本願に依て、主命鬼神が土地神をして子母を護らしめて、腥血即ち不淨物を食ふ所の惡鬼精魅を退散せしめらるゝこと斯くの如くである、故に至心に修福供養して土地神に報答すべきである。

第六十二章 寺院に於ける女性と地藏菩薩の本願(中)

上に述ぶる所の如く、地藏菩薩は何故に特に産時の子母に對して、斯くの如くの廣大の功德があるが、何故に六道の衆生に於て斯くの如くの廣大の誓願があるか、更に經說に依て菩薩の過去の因地の本願と修行の次第を討ねんに。

菩薩は過去久遠劫の昔し、身、大長者の子たりしとき、獅子奮迅具足萬行如來の下に於て。

我れ今より盡未來際不可計劫に、この罪苦の六道の衆生の爲めに廣く方便を設けて盡く解脱せしめ、而して(後ち)我れ自身方さに佛道を成ぜん。

との大願を發したまひ、また過去不可思議劫の前に於て、一の婆羅門の女と爲りて、その母悅帝利の邪見にして、三寶を譏謗するの罪に依りて地獄に墮せるに、覺華定自在王如來の塔寺に至り、供養を設け、冥福を修し、如來に布施するの功

徳を以て、母をして生天せしめたまひ、また過去無量劫の昔しに於て、一切智成就如來の未だ出家したまはざりし時、一の小國の王たるに、地藏菩薩はその隣國の王としてこの國王の友と爲り、同じく十善を行して衆生を饒益し、その隣國の内の有ゆる人民が、多くもろくの惡を造る、二王共に議りて廣く方便を設けて後ちに一切智成就如來と成るべき國王は、自ら早く成佛して當さにこの輩を度して餘りなからしむべしと誓ひたまふに、後ちに地藏菩薩とならるべき國王は。

若し先づ罪苦の衆生を度して、是れをして安樂にして菩提に至ることを得せしめずんば、我れ終に成佛することを願はず。

と誓願したまふ、是れ正しく阿彌陀如來たる法藏菩薩の「若不生者、不取正覺」と同一轍の大發願である、また地藏菩薩は過去無量劫の昔し、清淨蓮華目如來の世に於て、光目と名くる女人と爲り、その母の惡趣に墮して極大の苦を受くるを救はんが爲めに、特に佛前に詣して。

若し我が母永く三塗及びこの下賤乃至女人の身を離れて、永劫に受けざるを得は、我れ今日より後ち清淨蓮華目如來の像前に對して、却後百千億劫の中、應さに有ゆる世界の有ゆる地獄及び三惡道のもろくの衆生を誓願して救護し、

地獄惡趣畜生餓鬼等を離れしむべし、斯くの如きの罪報等の人盡く成佛し竟つて、後に方に正覺を成ぜん。

との大誓願を發したまふ、地藏菩薩の因地の發願及び修行は、實に斯くの如く廣大無邊である、次に佛、文殊菩薩以下の諸菩薩に示したまふ所の地藏菩薩の功徳を窺はんに、先づ文殊菩薩に告げたまはく。

若し未來世に善男子、善女人ありて、この地藏菩薩の名字を聞て、或は讚歎し、或は瞻禮し、或は稱名し、或は供養し、乃至、形像を彩畫し塑漆せんに、この人當さに百返三十三天に生ずることを得て惡道に墮ちざるべし。

と、また佛、定自在王菩薩に告げたまはく。
未來世の中、若し男子女人ありて、善を行ぜざる者、惡を行ずる者、乃至、因果を信ぜざる者、邪淫の者、忘語の者、兩舌惡口の者、大乘を毀謗する者、斯くの如きもろくの衆生は必らず惡趣に墮すべし、若し善知識あり、勸めて一彈指の間も地藏菩薩に歸依せしむるに、このもろくの衆生は、三惡道の報を解脱することを得ん。

と示されて、前には善男子善女人と呼びかけて、讚歎、瞻禮、稱名、供養の功徳

を説かれ、茲には唯だ男子女人と呼びかけて、惡業惡果の衆生と雖も、僅かに一彈指間の歸依に依て、三惡道の業果を解脱するの功徳を示されてある、また佛、普廣菩薩に告げたまはく。

未來世の中、若し善男子善女人ありて、この地藏菩薩を名を聞かん者、或は合掌せん者、讚歎せん者、作禮せん者、戀慕せん者、この人、三十劫の罪を超越せん。

と示されてある、また佛、觀世音菩薩に告げたまはく。

未來現在もろくの世界中、有ゆる天人、天の福報を受くること盡きて、五衰の相現することあり、或は惡道に墮する者あり、斯くの如きの天人、若しは男、若しは女、現相の時に當つて或は地藏菩薩の形像を見、或は地藏菩薩の名を聞て一瞻一禮せんに、このもろくの天人、天の福を轉増して大快樂を受け、永く三惡道の報に墮せざらん。

と、娑婆の化縁最も厚く、弘誓の大願最も著るしき觀世音菩薩に對してすら、佛は斯く地藏菩薩の功徳を讚歎したまふ、また佛は虚空藏菩薩に告げたまはく。

若し未來世に善男子善女人ありて、地藏菩薩の形像を見、及びこの經地藏本願

經を聞て乃至讀誦し、香華、飲食、衣服、珍寶をもて布施し、供養し、讚歎し、瞻禮せんに二十八種の利益を得ん。

と説かれて、左の利益を擧示したまふ。

- 一 者天龍護念
 - 二 者善果日增
 - 三 者集聖上因
 - 四 者菩提不退
 - 五 者衣食豐足
 - 六 者疾疫不臨
 - 七 者離水火災
 - 八 者無盜賊厄
 - 九 者人見欽敬
 - 十 者神鬼助持
 - 十一 者女轉男身
 - 十二 者爲王臣女
 - 十三 者端正相好
 - 十四 者多生天上
 - 十五 者或爲帝王
 - 十六 者宿智命通
 - 十七 者有求皆從
 - 十八 者眷屬歡樂
 - 十九 者諸橫消滅
 - 二十 者業道永除
 - 二十一 者去處盡通
 - 二十二 者夜夢安樂
 - 二十三 者先亡離苦
 - 二十四 者宿福受生
 - 二十五 者諸聖讚歎
 - 二十六 者聰明利根
 - 二十七 者饒慈愍心
 - 二十八 者畢竟成佛
- 茲に至つて地藏菩薩の利益いよ／＼廣大無邊にして、何事もみな救はれざるなきを見る、是れに依て更に地藏菩薩に歸依する者を誘ふ者の罪の重きことに就て、佛、また普廣菩薩に告げたまはく。

未來世の中、若し惡人及び惡神鬼神ありて、善男子善女人の地藏菩薩の形像を歸敬し、供養し、讚歎し、瞻禮することあるを見て、或は妄りに譏毀を生じて、

功德及び利益のことなしと謗り、或は齒を露はして笑ひ、或は面を背けて非り、或は人を勸めて共に非らしめ、或は一人にして非り、或は多人にして非り、乃至、一念も譏毀を生ぜん者、斯くの如きの人は、賢劫千佛滅度するも、譏毀の報尙ほ阿鼻地獄に在て極重罪を受けん、是の劫を過ぎ已つて方めて人身を得ん、縦ひ人身を受くるも貧窮下賤にして諸根不具ならん、多く惡業その心を來り結ぶこと(繫縛)を被ひり、久しからざるの間にまた惡道に墮せん、是の故に普廣菩薩他人の供養を譏謗するすら尙ほこの報を獲る、何に況や別に惡見を生じて毀滅せんをや。

と、前には地藏菩薩を供養する者の功德が生天の報あるを示して、こゝには之を誘ふ者の墮獄の罪業重きこと、斯くの如く無邊なるを説かれてある。

第六十三章 寺院に於ける女性と地藏菩薩の本願(下)

次に地神護法品の中に、堅牢地神、佛に白して言さく。

世尊我れ昔しより來かた、無量の菩薩摩訶薩を瞻視し頂禮するに、みな是れ大不可思議神通智慧ありて廣く衆生を度す、この地藏菩薩摩訶薩もろ／＼の菩薩

(の中)に於て誓願深重なり、世尊、是の地藏菩薩は閻浮提に於て大因縁あり、文殊、普賢、觀音、彌勒の如きも亦千百億の身形を化して六道を度すれども、その願尙ほ畢竟あり、この地藏菩薩は六道の一切衆生を教化して、發する所の誓願劫數千百億恆河沙の如し。

といつて、讚歎を極めてある、この娑婆世界に於て六道難化の衆生を度するの誓願力に於ては、文殊、普賢、彌勒は勿論、觀世音菩薩と雖も、猶地藏菩薩に及ばずとしてある、故に堅牢地神は如上の讚歎に次で、一切衆生が地藏菩薩を供養するとき十種の利益あることを述べて、更にまた佛に向つて。

世尊、未來世の中、若し善男子善女人ありて(自身)の所住處に於て、この經典及び(地藏)菩薩の像あらんに(乃至)我れ常に日夜に本神力を以てこの人を衛護して、乃至水火盜賊、大横小横、一切の惡事をば悉く消滅せしめん。と誓はれてある、依て佛は之に答へてのたまはく。

汝が大神力は諸神も及ぶこと少なり、何を以ての故にとなれば、閻浮の土地は(みな)汝が護りを蒙る、乃至、艸木沙石、稻麻竹葦、穀米寶具、地によりて有るものは、みな汝が力に因る、また當さに地藏菩薩の利益の事を稱揚すべし、汝

が功德及び神通常分の地神に百千倍ならん。

と、神徳の昭々たるを稱揚して、また次に。

若し未來世の中、善男子善女人ありて地藏菩薩を供養し、この經を轉讀し、但し地藏本願經の一事に依りて修行せん者は、汝が本神力を以て之を擁護して、一切の災害及び不如意の事をして、耳に聞かしむること勿れ、何に況や受けしむるをや。

と囑累して、更に進んで。

但し汝獨りこの人を護るにあらず、故らに亦釋梵の眷屬諸天の眷屬ありてこの人を擁護す、何が故となれば、斯くの如きの聖賢の擁護を得るは、みな地藏菩薩の形像を瞻禮し、及びこの本願經を轉讀する(の功德)に由るが故に。

と説きたまふ、地藏菩薩に歸依する者は、常に堅牢地神のみならず、梵天、帝釋諸天善神、及びそのもろくの眷屬の擁護を蒙るべきことを示されてある。是れより佛、更に四天王に告げたまはく。

地藏菩薩は若し邪淫の者に遇ふては雀鴿鴛鴦の報を説かん、若し三寶を毀謗する者に遇ふては盲聾瘖瘂の報を説かん、若し法を輕んじ報を慢ずる者に遇ふて

は永く惡道に處するの報を説かん、若し常住を破り用ゆる者に遇ふては億劫地獄に輪廻するの報を説かん、若し梵を汚し僧を誣ゆる者に遇ふては永く畜生に在るの報を説かん、若し破戒犯齋の者に遇ふては禽獸飢餓の報を説かん、斯くの如き等の閻浮提の衆生業感に差別あり、地藏菩薩は百千の方便をもて之を教化して、このもろくの衆生先きに斯くの如きの報を受け、後ちに地獄に墮して動もすれは劫數を経て出期あることなし、この故に汝等(四天王)人を護り、國を護りてこのもろくの衆業をして迷惑せしむることなかれ。

と示されて、四天王の擁護を命ぜられてある。

次にまた地藏菩薩は、もろくの世界に無數の分身がある、このもろくの世界の分身の地藏菩薩は、共にみな一形に復して涕淚哀戀して佛に白さく。

我れ久遠劫より來かた、佛の接引によりて不可思議の神力を獲て、大智慧を具せしむることを蒙る、我が分つ所の身は百千萬億恆河沙の世界に遍滿して、一世界毎に百千萬億の身を化し、一身毎に百千萬億の人を度して三寶に歸敬し、永く生死を離れて涅槃の樂に至らしむ、但し佛法の中に於て爲す所の善事、一毛、一掃、一沙、一塵、或は毫髮許りも、我れ漸くに度脱して大利を獲せしめ

ん、唯だ願くは世尊、後世惡業の衆生を以て慮となしたまはされ。
と誓ひたまひ、また佛に白して。

我れ如來の威神力を承くるが故に、百千萬億の世界に遍くこの身形を分つて、一切業報の衆生を救拔す、若し如來の大慈力の故にあらずんば、斯くの如きの變化を作すこと能はず、我れ今また佛の付囑を蒙る、阿逸多(彌勒)の成佛に至るまでの六道の衆生をして度脱せしむ、唯然り、世尊、願くは慮りたまふことあらざれ。

と誓はれてある、更に佛、金色の臂を舉げて地藏菩薩の頂を摩でて、この言を作したまふ。

地藏、地藏、汝が神力不可思議なり、汝が慈悲不可思議なり、汝が智慧不可思議なり、汝が辯才不可思議なり、たとひ十方の諸佛讚歎宣説するとも、汝が不可思議の事、千萬劫の中にも盡すこと能はず。

と、神力、慈悲、智慧、辯才の四不思議に就て、斯くの如く讚歎したまふ、次に佛、未來人天もろくの衆生の未だ三界を出でざる者を地藏菩薩に囑累して、このもろくの衆生を汝が神力を以て方便救護し、この人の所に於て無邊身を

現じ、爲めに地獄を碎いて天に生じて勝妙の樂を得せしめよ。
と示して、左の偈を説きたまふ。

現在未來天人衆。古今懃懃付囑汝。

以大神通方便度。勿令墮在諸惡趣。

と、時に地藏菩薩、胡跪合掌して言さく。

唯だ願くは世尊、以て慮ツモシメと爲したまはざれ、未來世の中、若し善男子善女人ありて、佛法の中に於て一念も恭敬せば、我れも亦百千の方便をもてこの人を度脱して、生死の中に於て速かに解脱することを得せしめん。
と誓はれてある。

願ふに地藏菩薩の本願力斯くの如く廣大深遠なるに於ては、寺院に於ける女性の穢物、縦ひ常住三寶の淨域を汚すことありて、護法龍土地伽藍神の冥加ミョウカに適はざることあらんも、深くこの菩薩に歸依し、恭敬し、尊重し、供養するときは、その罪障を免かれて大安樂を得べきである、さるにても今この經の金文を拜誦して、地藏菩薩の功德本願を述べること、眞に難値難遇の勝因縁を得て、吾等普くこの化縁を蒙る者の感激限りなき尊とさを深く信受奉行する次第である。

第六十四章 妻帯解禁後に於ける各自の抑制

妻帯解禁後といふも、人々各自の解禁にして、餘人に解禁さるゝにもあらず、また解禁せらるべきものにもあざることとは、前に辯じたる如くである、唯だ人々各自の解禁といふと雖ども、佛制に背きては徒らに破戒無慚と爲るが故に、一分戒、隨分戒等の別解脱の法に依て解禁の路を開き、而かも唯だ一人一個の考へを以て個々別々の行持に出で、は、自恣放逸に流るゝが故に、茲に見解と行持との同一の者相集りて、一の解禁同盟を結合し、然る後ちその同盟者及び家族の相互間に音問交際を厚くして、次第々々にその徳性の涵養を圖りて内外玲瓏の生涯を送り、虚偽空虚の生活より逃るゝこと前に論じたる如くである。

茲に於て深く一段の用意を促がすべきことは、人々各自の抑制である、唯だ今日の僧侶自身が、徒らに野獸性の禁抑に堪へ兼ねて、自儘放埒の行爲に流るゝものなりとの譏諷の下に、心ある者の懇懇を招き、遂に佛法の衰滅をも念とせず、怠惰安逸の境界に陥ることなきやう心懸くべきである。

また如何に解禁の同盟を結ばとて、之を以て直ちに同盟以外の者に得意の色を

示すが如き舉動なきやう自ら誠しむべきである、抑もこの解禁及び同盟のことたる、吾等各自が多年以來、頭腦を惱まし、心思を勞し、羞耻を忍び、他の輕侮を招きつゝ、從晝至夜、人知れず、泣くにも泣かれぬ想ひの餘に成れるものなれば、共にこの痛苦と感傷とを味ひたる者のみ、能くこの間の消息を解すべきものにして、餘人の知るべき所ではない。

故に宗意の所在が何とか、僧侶の本分が何とか、空論空想を土臺として、議論の爲めに議論を試み、誹謗の爲めに誹謗を事とする人あらば、且らく之を默聽して敢てこの誹謗に報ひ、之と議論を戦はすの要はなく、吾等は唯だ吾等の信ずる所に依て、その行ふべき所を行ひ、その守るべき所を守り、萬事に謙抑自制して、苟くも輕々驕恣の態度に出でてはならぬ。

これに就ても惡むべきは彼の表面に賸綿密を銜ふて、内實破戒荒行の至らざるなく、低級なる信徒の眼を瞑まして、行持堅固の善知識の如く歸依せらるゝ野狐精である、彼等の墮獄は唯だ彼等の自業自得にして、惑むべきに止まれども、是等の心操及び行爲が、恰かも宗門の時代思想を代表せるものゝ如くの勢ひを制して、爲めに宗門は何時まで經つても虚偽誑惑の範疇を超へざる嘘の佛法に畢ること

ある、吾等は強ち妻帯を主張して、世の物議を顧みぬ者でもなく、また妻帯が佛法の衰滅を早からしむるといふならば、之に背いて論議を立つる者でもない、若し切めて宗門の半数にても實際に行ひ得べくば、非妻帯も素より不可なる所はない、この點に於て寧ぞ區々たる餘人の教を乞はんやである、唯だ實際は空論に勝ち難きが爲め、空理は大勢に抗し難きが爲め表裏背反せる嘘の佛法は、今後の宗教として永くその存在を許さざるが爲め、止むなくも茲にこの僧侶家族論を唱導する次第である、故に吾等は深くこの謙抑自制を忘れてはならぬ。

第六十五章 僧侶の家族の品性の向上

言行は君子の樞機なりとはいへ、言行の由來する所は品性である、言行の善惡が品性の臧否に基づくとせば、品性の向上は實に大切なる要件である。

我が宗の僧侶はおのゝ師僧と徒弟との中間に挟まれて、法の上には祖父、父、自分及び子孫の關係はあれども、その親族的親愛といふものは稀れである、殊に法兄法弟の間柄に於ては、往々犬猿も管ならざる者さへあつて、師跡相續の時などには意外の紛擾を醸し出すことさへある。

眞に妻帯せず、生涯を孤獨生活に終るべき僧侶に在ては、一箇寺の中、住職は勿論、徒弟も、前住職も、おの／＼その姓氏を異にし、戸籍上みな一個の單位を有して、他人の集合に過ぎざれども、既に公然妻帯するとせば、茲に一家の家族を生じて、家長即ち戸主に依て扶養し、統督せらるゝ家なるものが生ずることはいふまでもない。

この際に當りて最も痛切に感ずることは、僧侶の家族の品性の向上を圖ることの一事である、未來は知らず、既往及び現在に於ける僧侶の家族(假りに家族と呼ぶ)の品性々情殊にその前身等のことに就ては、少數なる例外を除きて、先づいふに堪へざる種々の批難もあることなれども、茲には枉げて王侯將相寧ぞ種あらんやの筆法に倣ふて、都て之を論議せぬことにし、氏より育ちの意味に於て、専らその修養に努め、その品性の向上を念とすることにしたと思ふ。

尤も家族の品性を論ずるには、先づその家長の品性より論ずべきは勿論なるも、そは本論を一貫せる論旨が既に人文の開發といひ、徳性の涵養といひ、内外玲瓏といひ、表裏一枚といふ、みな是れ品性の向上を意味せざるはなきこと故、こゝには特にその家族、中に就て妻なる者の品性如何を論ずることにする。

凡そ人間なる者は如何に伶俐でも、如何に發明でも、餘人より觀て餘りに、猾智に、餘りに慧巧に失するも如何にや、また餘りに下劣に、餘りに卑悋に涉るも如何にや、苟くも僧侶の妻として、一方に衆生を教化する人の片破とも呼ばれ、一方にその内助者として一家の主婦たらんには、何となく人品も卑しからず、その性情もやさしくして、萬事につゝましやかなる心懸けがあつて欲しい、學問の有無、智愚賢不肖は、如上の要件を具して後ちの問題である、但し如上の要件は主として教育の有無に基づくといはゞ、且らく茲に論議の筆を擱くであらう。

第六編 結 論

第六十六章 佛說上に於ける出家の功德

公に妻帯して一家の家庭を組織するといふとも、身は現に僧侶にして佛弟子たる以上は、自ら出家といふことを忘れてはならぬ、是れ最も謙抑自製の念を涵養するの道である、尤も古來出家の意義にも左の四種の差別があつて、縦ひ妻帯すればとて、出家にあらずとの謂れはない、四種の差別とは何か。

- 一 形心俱に出でざる者
- 二 形出で、心出でざる者
- 三 形出でずして心出づる者
- 四 形心俱に出づる者

この四種の中、今の世の僧侶は出家として何れの部に屬するか、多くはみな形出で、心出でざる者、陽守陰犯の輩は乃ち是れである、而かも上に述べたる如く、鬚髪を善へ服装の俗化に依て形心俱に出でざる者もある、形出ですして心出づる者の如きは、敢て絶無とはいはざるも、形心俱に出づる者の如きは、今の世に果してありやなしや。

何にもせよ、出家するの功德は實に廣大甚深である、出家功德經にいふ。

若し男女奴婢人民を教へて出家せしむる功德は無量なり、譬へば四天下の中に滿つる羅漢を百歳供養せんよりは、人ありて涅槃の爲めの故に一日一夜出家受戒する功德の無量なるに如かず、また七寶塔を起て、高さ三十三天に至るも、出家の功德に如かざるが如し。

と、またいふ。

この釋羅羨那(勇軍と翻す)一日一夜出家するが故に、滿二十劫、地獄、餓鬼、畜生に墮せず、常に天人に生じて福を受く。

と、如上は形心俱に出づる眞の出家の功德を説かれたるものである、而かも眞の出家なる能はずと雖も、若し十輪經に依るときは。

若し我が法に依て出家して惡業を造作す、沙門にあらざるを自ら沙門と稱す、亦梵行にあらざるを自ら梵行と稱す、かくの如きの比丘も能く一切の天龍夜叉の一切の善法功德の伏藏を開示して、衆生の善知識と爲る、少欲知足ならずと雖も、鬚髪を剃除し、法服を被着す、この因縁を以ての故に能く衆生の爲めに善根を増長し、もろくの天人に於て善道を開示す。

と示されてある、以て出家の功德の廣大なることを知らねばならぬ、随つて謙抑自制のいよゝゝ大切なることを辨ふるであらう。

第六十七章 破戒の僧を供養する在家者の功德

出家の功德の無量なることは實に斯くの如くである、持戒堅固の出家にあらざるも、亦衆生の善知識たるに足る、依て世尊は破戒の出家も亦供養すべきことを教

へて、賢愚經には左の如く説かれてある。

若し檀越ありて將來の末世、法の盡きんと欲するに垂んとして、たとひ比丘妻を畜へて子を挾むとも、四人以上の名字の僧衆は、まさに敬視すること、舍利弗、大目連の如くすべし。

と、また大集經に説かれてある。

若し破戒無戒の身にても袈裟を著する者を打罵するの罪は、萬億の佛身血を出だすに同じ(乃至)この人便ち已に三寶の中に於て、心敬信を生じて一切九十五種の外道に勝る、その人必ず能く速かに涅槃に入らん、一切在家の俗人に勝る(乃至)この故に破戒の僧を天人まさに供養すべし。

と、また説かれてある。

若し後ちの末世に我が法の中に於て、鬚髮を剃除して身に袈裟を著けたる名字の比丘も、若し檀越あつて信施供養すれば、無量阿僧祇の福を得む。

と、破戒の僧と雖も之を供養するに於ては、在家者の功德は斯くの如く廣大である、是れその供養を受くる者には罪あること、諸經説の如くなるも、供養するの側に在てはその破戒と持戒と相關せざるが爲めである、而かも僧侶たらん者は、

若し妻帯してその行持の内外玲瓏たる爲めに、在家者より歸嚮の薄らくことあらば、却て罪業を増さるの利益あれども、苟くも表裏背反の賈綿密を以て信心檀越の供養を受くること、實にその罪業の深きこと戰慄恐怖すべきである。

第六十八章 本論に對する世出世の或難如何(上)

若し今この論を世に公けにするも、元來刺戟性に鈍き我が宗門に在ては、却て何等の反響もなく、何等の或難もなきに終るか、抑も亦本論の力弱くして、この反響或難を喚起するの効なきか、併しながら如何に末世とはいへ、多年以來この人々各自の頭上に落下して、轉身自由の路を發見するに苦悶せる幾多の人々中には、必らずや吾等の論議に傾聽し、その論旨に共鳴し、若し然らずとも吾等がこの悲痛なる心事に同情して、好意的反響のあることを疑はなむ。

而かも世は様々である、人の心の同じからざるは猶その面の如く、種々の或難を惹き起すこともあらう、假りにその類例を擧ぐれば、舊來の因襲に囚はれ、表面を糊塗して世を誑かし己れを欺かんとするの徒は、何等かの都合よき辭柄を構へて、之に不同意を唱ふるであらう、また低級なる信仰の下に、僧侶を見ること木

石の如く思へる善良なる信者は、或は眉を擧めてその信仰を冷すであらう。或は空理一遍に走りて僧侶の非妻帯を可とする者は、苦々しき論駁を試みるであらう。それには或は左の如き佛説まで引證して、末世の佛法を亡ぼすの魔黨は吾等の如き論者なりと誣ゆるであらう、楞嚴經に説いてある。

阿難當さに知るべし、この十種の魔、末世の時に於て我が法中に在て出家學道し、或は人の體に付き、或は自ら形を現し、みな已に正徧知覺を成ずといつて淫欲を讚歎し、佛の律義を破り、先づ惡魔の師と魔の弟子と姪々相傳せん、斯くの如きの邪精その心腑に魅き、近くは則ち九生、多くは百を踰へて眞の修行をして總て魔眷と爲らしむ、命終の後ちは必ず魔民と爲り、正徧知を失して無間に墮つ。

と、また説いてある。

我が滅度の後ち、末法の中にこの魔民多く世間に熾盛にして廣く貪淫を行じ、善知識としてもろくの衆生をして愛見の坑に落とし、菩提の路を失はしむ、(乃至汝が姪身を以て佛の妙果を求めば、縦ひ妙悟を得るともみな是れ姪根なり、根本淫を成ずれば三塗に輪廻して必ず出づること能はず、如來の涅槃何の路

よりか修證せん、必ず淫機をして身心俱に斷じて、斷性も亦なからしめば、佛の菩提に於て斯れ希冀すべし、我がこの説の如きを名けて佛説と爲す、かくの如く説かざれば即ち波旬の説なり。

と、また涅槃經に説いてある。

未來世の中、この魔波旬漸く當さに我が法を壞亂すべし乃至比丘、比丘尼及び阿羅漢の像を現じて非法を法と説き、戒律を誹毀して自ら聖を得たりといひて世間を惑亂す。

と、また智論に説いてある。

破戒の人は、人の敬せざる所なり、その處塚の如し、またもろくの功德を失す、譬へば枯樹の如し、惡心恐るべし、譬へば羅刹の如し、人の近づかざる所なり、大病人の如し、共住すべきこと難し、譬へば毒蛇の如し、また頭を剃り、衣を染め、次第に籌を捉ると雖も、實に比丘にわらず、若し着せる法衣鉢盂は則ち是れ熱鐵の葉、洋銅の器、凡そ食噉する所、熱鐵丸を呑み、洋銅汁を飲ひ、則ち是れ地獄の人、また常に怖懼を懷くべし。

と、また梵網經に説いてある。

聖戒を毀犯せば一切檀越の供養を受くることを得ず、また國王の地上を行くことを得ず、國王の水を飲むことを得ず、五千の大鬼常にその前に遮り、鬼、大賊なりといはむ、若し房舍城邑の中に入らんに、鬼また常にその脚の跡を掃はん、一切世人罵つて佛法中の賊なりといはん、一切衆生眼に見ることを欲せず、犯戒の人は畜生に異ることなく、木頭と異ることなし。

と、是れ等の經論説または是れ等に似たるの經論説は、妻帯を公行し、家族論を唱道する者に對する或論の所依となることもあらう、また吾等が自ら斯かる經論説を引證することは、その所説が餘りに深刻痛烈なるが故に、之を讀む者をして却て畏怖心を生ぜしめて、自己の論旨を裏切るの結果を招くともいふであらう、而かも今日の佛法はこの經論説に依て、忽ちにして飄然行持を改悛すべき機根ではない、是れが即ち末法の末法たる所以である、殊に吾等は彼の陽守陰犯者流をこそ破戒と見れども、波羅提木叉の旨趣に準じて、内外玲瓏に一分受、隨分受の戒を守る者に於ては、決して破戒の痕を認めざる者である。

また斯かる或難を恐るゝが爲めに、因循姑息にして今後の日月を漫過せば、世は何時まで虚偽と空虚とを許さず、名字の佛法も亦遂に滅亡の時至るを慨嘆する

者である。

第六十九章 本論に對する世出世の或難如何(下)

前に述ぶる所の如きは、單に經論説を根據とし、舊慣を襲套して僧侶は妻帯すべきものにあらず、若し妻帯するとせば、それは唯だ内閉的なる末世の弊風にして、公然に之を唱道すべきにあらずとの保守觀念より來る所の或難である。

然るにまた茲に他の或難とも見るべきは、元來本論の主要たる妻帯論は別として、その立論上の理由構成に異論あらんこと是れである、然る所以は。

- 一 妻帯解禁の根據を戒律上に置きたること
- 二 輪廻轉生説に重きを置きて死後の墮獄を怖れたること
- 三 寺院の境地に於ける護法諸天土地伽藍神の威靈を恐れたること
- 四 地藏菩薩の因地の本願及びその救濟の利益を信じたること

その他、宗門開立の根本義を閑却したること、宗門僧侶の内情を摘發したること、佛者の身として世の士君子すら猶いふを憚る兩性問題等を論述したること、現今の僧侶の獸性的墮落に同情若くは共鳴したることなど、算へ來れば幾多の或難は

あるべきも、先づその主なるものに就て些か之を辯ぜんに。

第一、妻帯解禁の根據を戒律上に置きたることは、今の世の妻帯論者なるものは、多くは餘りに自ら戒律を無視して居る、唯だその着眼點を世諦門の上に置きて、妻帯を公然にせざれば住職歿後に遺族扶助の保障が得られぬ、寺院を世襲にせざる時は寺院が荒れる、斯かる眼前都合上のことのみを標準として、その他を顧みざるの傾きがある、然らば佛戒は何の爲めに立てられたるか、その理由が分らぬことになる。

佛戒は實に佛法の命脈の依て繋る所にして、之を輕視すべからざるは勿論である、故に佛制上に立つる所の開遮持犯別解脱の法に依り、未來に於て吾等の機根の成熟するまで、この一戒を除外例として且らく解禁することにせば、戒體戒相の趣意も立ち、破戒濫行の罪にも墮ちざることに爲る、機根未熟の分際を以て敢て成佛得道を急ぐには及ばぬ、迷へる衆生も無數なれば、未來に得道すべき道連も無數にある、是れ即ち妻帯の根據を戒律の上に据へたる所以である。

第二、輪廻轉生說に重きを置きて、死後の墮獄を怖れたることは、佛法以外の外道の說なれば兎も角、身苟くも佛弟子たる以上は三世因果、六道輪廻說を信ずこ

と、敢て言を費すべきでない、また戒律のみありて、輪廻轉生說なきときは、處罰なき刑法と同じく、唯だ一返の倫理道德說と擇ばざることに爲る、然るに我が佛者中には近來この輪廻轉生說を信ぜざる者あり、剩へこの佛法の根基たるべき重要な說を以て、唯だ經綸上の方便說の如く誤解し、臆面もなく人前に公言して憚らざる者さへある、遂に因果を撥無して斷見空見の外道に陥る憐むべき輩である、若し三世因果を信じ、未來の墮獄を恐れなければ、今この當面に迫れる妻帯問題の如き日一日も緩漫に付し得らるべき謂れがない。

斯く因果を撥無し、輪廻を信ぜざるの輩は、その一面に於て宿世の善根拙なくして、之を信するまでに未だ機根の成熟せざるは論なけれども、他の一面に於ては、近來發達せる世の科學上の說に恐れて、科學の未だ佛法に載を向けざるに、佛者先づ自ら己れの本領を擲ち、科學の前に兜を脱いで降を乞ふものである、世の科學は如何に駸々進歩して、我が宗教の領土を蠶食せんとするも、我が領土は廣大にして決して科學の鼯睡を容れざるの餘地がある、我が佛者は決して自ら悔りて、その所領を捨て、科學萬能の奴隸と爲るべきものでない、三世因果も六道輪廻も自ら信する所に儼存して、一切衆生の前に無上の權威を有することになる、是れ

乃ち茲に輪廻轉生説の深く信じて疑ふべからざることを述ぶる所以である。

第三、寺院の境地に於ける諸天善神土地伽藍神の威靈を恐るゝに就ては、是れも前説と大同小異の理由である、然るに同一佛教の中に於ても、是等の神を尊信し祭祀するを以て、多神教の如く罵る者あらんも、多神も、一神も、みな是れその信ずる者の信仰に依因するものにして、素より餘人の是非すべき所でない、殊に我が宗に在ては是れ等の神を尊信祭祀すべきこと、前に述ぶるが如くである。

第四、地藏菩薩の因地に於ける本願及びその利益を信ずることは、是れも亦諸天善神等を信ずると略同一の理由である、若し假りに之を信ずべからずとせば、阿彌陀如來の因地法藏菩薩たりし時の本願も亦信ずべからざることに爲る、三世の諸佛、無量の菩薩の修行も成佛もみな悉く嘘と爲る。

佛は不妄語の人である、佛語は眞實にして虚ならずとは、佛、金口の所説である、但し一切衆生の機類に應じて、能く善巧方便あるを除くはいふまでもなければ、眞實不虛と善巧方便との分界は、方さに是れ唯佛與佛の究盡底にして、今茲に容易く論ずべきでない、宜しく高く眼を着けて吾等と同道唱和して、拈華微笑の活消息を通ぜんことを望むに外ならぬものである。

次にこの妻帯問題の解決及び實行が、宗門開立の根本義に違ふや否やといふに就ては、吾等は多く論ずることを好まぬ、唯だ簡單に左の如くいふ。

一 高祖、太祖、若し今日の世に出現あらば如何

二 單に宗門開立の根本義を云々して、却て自ら救ふ能はず、世を擧げて陽守陰犯破戒無慚の濫行を繼續するとせば如何

その他の或難に對しては、人おのゝ見る所あり、別に論辯するの要なく、唯だその或難に任して可ならんか、殊にこの論の全體に通じて、佛者たるの本分を忘れ、徒らに野獸性の放恣に隨ふものなりとの或難の如きは、前來兩性問題の論議の下に述べたるが如く、吾等は是れ以上の辯解を費して、無益の空論に日を送るを好まざることを一言し置くものである。

第七十章 僧侶の子女と徒弟との關係如何

今の世に於ける僧侶の子女は、不惑にも母と共に世を狭く暮せる日蔭者の身である、母は自分の承知とはいへ、子女は何の罪あつて斯かる悲しき運命の下に立たねばならぬであらうか、宿世の因縁といへばそれまでなれど、實に歎けかほしき

次第である、この一點より觀察するも、僧侶妻帯問題の解決は刻下の一大急務である、然るに徒弟は之に反して三寶の一數として、佛法を紹隆し、人天の導師たるべく大切なる候補者である、故に徒弟は寺院に在て堂々として優者の地位に立ち、子女は悄然として肩身狭く日を送るやうにも見える、是れ乃ち理の當然である、されど世の中には往々にして事實錯誤といふことがあり、主客顛倒といふことがある、依て理の當然で行ぬ場合が多い、今この僧侶の子女と徒弟との關係の如きも、現にその一である。

愛は時に何物をも犠牲にすることがある、如何に愚昧なる僧侶と雖も、凡そ一寺住職たらんほどの者は、自身の大切なる大法を嗣承して、佛祖の慧命を相續すべき徒弟と、自分の愛欲の煩惱に堪へ難き因果の凝塊たる子女との優劣關係を錯誤し、顛倒するほどの愚昧者はない筈である。

然るに恩愛は別物である、世の多くの場合に於て、徒弟よりは子女の方が愛せられ、慈く生まれ、日常の衣服調度から、寺役檀務の勞役から、生涯立身の階梯たる學費の支辨に至るまで、徒弟は到底子女に及ばざるの悲境に立つを通途とする、若し悲境といふが當らずば、劣位に立つともいひ得るであらう、世に往々子女と

徒弟との不和を醸すも之が爲めである、徒弟と子女の母との間柄の圓滑を缺くも之が爲めである、師僧たり、父たり、夫たる寺院住職が中間の板挟みと爲りて、幾多の困惑を感ずるも之が爲めである。

されど徒弟にも亦弱點はある、今の世の徒弟は少分の例外あるを除くの外、普通世間に俗人として立つべく、何等かの缺陷を有して已むなく寺に入り出家したる者である、故に斯様に事實錯誤、主客顛倒の下に不快不自由の生活を續くるを厭は、速かに歸俗するか、最初より出家せざるを得策とすれども、事の茲に出で得ざるは、前にもいへる俗人としての生存上の缺陷の補ひ得られざるが爲めに、忍んで徒弟生活をするものであらう、但し例外あるは前言の如くである。

この状態と弱點とに乗じて、徒弟を子女より劣者の地位に置くことは、師僧としては非道でもあり、忍び難きことでもあらう、併しそこが愛は何物をも犠牲にする所以にして、餘程有福なる寺院か、懸離れて心の勝れたる師僧にあらざる限りは、子女と徒弟とを差別なきまでに扶養し、若しくは子女よりも徒弟を優者の地位に置くことは出来兼ねるものである、猶師僧にも已み難き事情もある、そは徒弟は捨て置くも生涯の衣食住には困らねど、子女は世俗と同一の保護扶養を加へ

されば、行末一身の立場に惑ふの實狀がある。

故に子女ある寺の徒弟とするを嫌ふは、現今父兄たる者の共通心理である、出家する者も亦子女ある寺を嫌ふのみならず、一步進んで女氣のあらざる寺の徒弟たらんとするの傾向はある、併し女氣のあらざる寺の徒弟たらんことを望むで、自ら生長して女氣のある寺を作る、こゝにも亦一の矛盾は生ずる。

要するに今後妻帯を公然にして、大半の寺院がみな世襲となることあらば、子女と徒弟との優劣關係も自ら消滅すべけんも、而かも猶前途これに達するまでは、その關係の持續することを認めねばならぬ。

依ては徒弟も、子女も、子女たる者の母も、師僧たり、父たり、夫たる僧侶も、みな共にこの間の消息を了解して、事實と道理とに成るべく支吾扞格のあらざるやうに心懸けなくてはならぬ、是れ乃ち理外の理にして、實世間に處して行くべき已むなき人間の徑路である。

實をいへば子女とその母とは、寺外に別居して日夜に於ける徒弟との面倒なる關係を避くること、一の好方便なるやも知れざれども、二箇の窻は却々にその生活情態が許さざるを常とする、依て是れは今の論題以外に置くことにする。

第七十一章 兩性問題より見たる尼僧の地位如何

僧侶の妻帯問題を研究し、解決すると同時に、必らず閑却すべからざるは、尼僧の婚嫁問題である、否な憐れにも亦同情すべき尼僧は、この兩性問題に於て如何なる地位に立つべきやの疑問である。

尼僧と雖も異性相愛の情の禁じ難きことは、僧侶の情愛情慾の禁じ難きと素より同一にして、殊更別に問題とするまでもない、之に依て政府に於ても、彼の明治五年僧侶妻帯の解禁令を發したるの後ち、翌明治六年一月二十二日太政官第二十六號を以て。

壬申第百三十三號布告僧侶肉食妻帯蓄髮等可爲勝手旨被仰出候に付ては自今比丘尼の儀も蓄髮肉食縁付歸俗可爲勝手事 但歸俗の輩は入籍致し候上戸長へ可届出事

と布告せられてある、歸俗すれば素より問題の必要はなけれども、尼僧が僧籍の儘にして蓄髮縁付するとせば、常習上の感想より見て如何なるものか、よもや在家者にして尼僧を娶る者もあるまじく、自然寺院に婚嫁することになるべきも、

僧侶と尼僧との夫妻關係は、是れ亦常習上より見て如何があるべき。尤も現今と雖も尼僧が尼庵に生活せず、寺院に入て僧侶との夫妻關係を生ぜる者は夥多ある、されど尼僧にして寺院に入る者は多くみな歸俗して一般の婦女子と爲り、而かも丈なす黒髮に臙脂してその前身の尼僧生活を隠蔽するの風がある、是れその尼僧自身は勿論、之が配偶者たる僧侶としても、共に破戒者の馴合の如く看做さるゝが羞かしければ、自然に斯かる傾向を生ずること、弱き人間の人情として實に已むなき次第である。

然らば尼僧は寺に入らず、生涯尼庵に在住して孤獨生活を營ましむべきかといふに、是れ兩性問題より見て、實に傷ましく堪へがたき悲惨事である。

元來、女は弱き者である、弱きが故に自ら諦めて忍ぶことは、世出世を問はず幾んど女の常習性の如くなりて、その胸中の苦惱を訴ふることもせず、男子も亦女の忍耐に忤れて、動もすれば女には口外せざる自儘の行動に出づる者さへある、そは甚だ無慈愛なる所行といはねばならぬ。

抑も今の世の尼僧の尼庵生活なるものは如何なるものか、中年にして出家落飾する者の中には、何れもみな悲惨痛苦の歴史を有して、生涯を佛に捧げて孤犢寂寞

の日月を送るを、却て落髮以前の痛苦に勝ると諦らめるもあらう、而かも自らその變り果てたるはかなき姿を顧みて、憂しと見し世ぞ今は戀しく、さめくとして歎きの淵に沈むもあらう。

然らざる者はみな普通僧侶と同じく、十歳または十二三歳にして、生涯のはかなき孤獨生活に、未だ何等の思慮も分別も涌かざる中に、他の尼僧の弟子と爲りて、世にも最も憐れなる尼小僧の生活に入る者である。

尼僧の生活状態は他の僧侶に比べて、概ね枯淡にして日用の行持も亦一層嚴密に、萬事慎ましやかなるは勿論、一體に尼僧は根性の癖みたるものである。世に之を比丘尼根性といふ、然る所以は小少より慈父慈母の温かき家庭を離れて、經文の讀誦には苛辣なるまで嚴格なる日課を受け、庵室内外の洒掃やら、寒村荒驛の托鉢に驅りやられて、漸くにして他の一般在家なる女兒の女學校時代の年齢に達するものである。

他の普通在家の女兒と雖も、その十七八歳にして稍や成婚期に達すれば、世の新聞に「花嫁花婿」または「新郎新婦」などの標題を設けて、盛装せる一雙の寫眞と共に、婚嫁上に關する記事あるを見ては、その心の動かざる者あるべきや、宋

詩はこの間に於ける心の機微を吾等に教へて歌うて居る「燈下穿針影伴身。懶把心事訴諸親。阿婆許嫁無消息。芍藥花開又一年」と、芍藥は幾度花開き花落つるも、尼僧は終に婚嫁の期なきものである。

そのみではない、茲に最も深き考慮を要すべきことは、唯だ女子が兩性間に於ける相思相愛といふが如きことの外に、實に傷ましき大問題がある、とは。

女子の身體に生理的異狀を來すの時期に於て、身體に加ふる各種の刺戟は、直接間接に精神の上まで深き影響を與ふるものなること。

即ち是れである、彼の醫師や、生理學者は果して之を何と見るか、昔しは深窓に育ちたる女子が、妙齡に達するとき、稍もすれば餘人には告げ難き鬱憂病に罹りたるの例多しと聞く、是等は世俗一概に戀わづらひとの稱呼の下に、さながら淫靡なる癡情の末の現象の如くいひなせども、事實は概ねこの生理的異狀の身體に加ふる刺戟が、精神上に及ぼしたる結果多きに居らざるかを思ふ。

吾等は女子にあらず、またその道の學者にあらねば、如何なる詞、如何なる形容に依て表示すれば、その真相をいひ露はし得べきやを憾みとする者である、更に一般女性に於ける婚嫁期を過ぎての長き禁慾は、その身體は勿論、その精神上に

まで、厭ふべく悲しむべき影響は伴ふといふ、今、年齒若き尼僧が尼僧學林、尼僧々堂、または尼庵等に於ける尼僧相互間に於ける、この問題に關せる内面的省察は、果して如何なるものなるか、普通僧侶すら猶この問題を口にするを憚る、況や女性たる身の尼僧の心事や如何に。

昔時は彼の謂ゆる御殿女中なる者あつて、既に婚嫁期を過ぐるも猶殿中に勤め奉公して、稍もすれば御一生と稱へて終身孤獨の身に終る者さへあつた、而かもその殿中の祕事及び御宿下りなどいへる時の醜聞淫聲は、各種の讀物と共に今も傳へて吾等の響感に價するものがある、これみな女子が自ら肉の戦きに堪へざる事實の白狀ではあるまいか。

何にもせよ、兩性問題に於ける尼僧の地位は、僧侶の妻帯問題とその地位を轉換して、同一の價の下に研究せらるべき問題である、否な女は弱き者として單に異性の同情よりすれば、僧侶の妻帯問題より、更に一層痛切に、一層深刻に研究すべき問題である。

唯だ如何せん、尼僧は僧侶に對して比較にならざるまで少數である、且つ布教上の効果も責任も、世に立つ上に於て輕き地位に在るものなれば、世人よりも、僧

侶間よりも、餘りに之を念頭に置かれざるの傾きあるは、遺憾にも亦一層の同情を禁じ得ざる次第である。

若し單に現在及び未來の尼僧その者の爲めに圖らば、眞に浮世を果敢なみて、一生を孤獨生活に送るに激しき憂悶を感ぜざる者は格別、若し然らざる限りは未だ何等の辨別もなき在家の少女を輒すく尼僧たらしめざることに、その父兄も、師匠たる尼僧も、共に心懸けては如何、吾等も今この尼僧の兩性問題に對して、別に最良と認むべき考案なきを憾とすれども、今は唯だその感想の一端を述べて、この弱き異性者の爲めに、この問題の忽諸に付すべからざる次第を訴へて、且らく茲に満足ならぬ満足を得たいと思ふ。

第七十二章 堅固の信念と感激の象徴

我が宗の僧侶は信念のなき僧侶にして、我が宗門は感激のなき宗門なること、前に述ぶるが如くである。

内に堅固の信念あれば、外に必らず感激の象徴を見る、信念のなき人は在家と出家とを問はず、佛法の上より見て我慢、邪慢、増上慢の人である、若し堅き信念

だにあらば在家も出家に勝り、信念なければ僧侶と雖も俗人に劣る、淫怒癡ありと雖も増上慢の心なければ、即ち是れ解脱の人と爲る、維摩經にいふてある。

佛、増上慢の人の爲めには、淫怒癡を離るゝを説て解脱と爲し、若し増上慢なき者には、淫怒癡の性即ち是れ解脱と説きたまふ。

と、またいふてある。

居家に處すと雖も三界に著せず、妻子あることを示せども常に梵行を修す、眷屬あることを現すれども常に遠離を樂ふ。

と、乃ち是れ在家の菩薩である、縦ひ出家と爲り、寺院に處するとも、三界に著し、増上慢の心ありて、信念の堅固なるものなく、感激の象徴なき者は、無信の在家にも劣ることを知らねばならぬ。

また文殊師利菩薩、維摩語の如來種の問に答へて曰く。

若し無爲を見て正位に入る者は、また菩提心を發すること能はず、譬へば高原陸地には蓮華を生ぜず、卑濕淤泥に蓮華を生ずるが如し(乃至)また種を空中に殖ゆるに終に生ずることを得ず、糞穢の地に乃ち能く滋茂するが如し(乃至)この故に當さに知るべし、一切の煩惱を如來種と爲すことを。

と、敢て煩惱を嫌ふには及ばぬ、その心に堅固なる淨信あるとき、その念力の強健なるとき、淫怒癡も直に是れ梵行と爲り、衆穢の世界も直に是れ菩薩の淨土と爲る。

然らば感激の象徴は何に依て見るを得るか、火に投ずれども焼けず、水に入れども溺れず、金鎚撃てども碎けず、鐵盤磨すれども磷せざる底の堅固なる信念あつて、宗門を振興すべき責任を自覺するとき、茲に初めて何物か現實上に露はる、ことがあらう、且らく之を感激の象徴といはんか、請ふ次の章を讀め。

第七十三章 宗門を振興すべき責任の自覺

人として感激のなきは無智の族である、人として感激のなきは不信の族である、人は必らず感激のあるべきものにして、必らず感激なくてはならぬ、然らば吾等は果して何事に感激すべきか、その大要は前に既に論辯したるも、その感激の感激として露はるゝは、我が宗門がその振興せる効績を事實上に表現し得る時にある、現實上に宗門が振興せざる限りは、縦ひ如何ほど口舌辯捷の論議を立つるも、感激の象徴とはいへぬ、誦經禮拜の外、引導焼香の外、灑掃應對の外、圍碁點茶

の外、貯金勘定の外、黨爭軋轢の外、宗教家として現代の要求に應ずべき何物かがあるに相違ない。

説教することも、講話することも、慈善事業に關係することも、殿堂伽藍を建立することも、みな肝要の佛事である、而かも唯だ皮相上なる形を以て申譯的に騒ぐことは宗教家の本分でない、先づその基礎を堅固なる信念の上に築いて、徐々として手堅き布教傳道がして貰ひたい、それも少數の人では行かぬ、宗門の全體が一人残らず手を揃へて行つてもらひたい、今の宗門の状態は騒ぐ（特に騒ぐといふ）人は申譯的に少數の人が騒ぐ、働く人は申譯的に少數の人が働く、その他はみな檀施と寺産とに依て、因習の隋力に運ばれつゝ、自身の生活さへ安逸なれば、それで宜いといつた風である、要するに謙抑自制的心がない、少しも感激の象徴といふものがない、それは堅固の信念を缺くからである。

依て籍を宗門に掛くる程の人ならんには、一人残らず心を協せ、力を合してみな同一に働いてもらひたい、凡そ瘋癲白癡、癡疾不具にあらざる限りは働かれざる筈がない、働かざるは自身の天職を辨へず、自分の本分を省みざるからである、何を以て織らず、耕さずして、一生を斯く安穩に生活し得るかといふことに想到

して、自己の生活に感激せざるからである、感激し得べき信念を缺如せるからである。

説教し得ざる人に俄かに説教せよとはいはぬ、講話し得ざる人に俄かに講話せよとはいはぬ、口舌の上の説教、講話は由來その價の知れたものである、宗教家として身を以て檀信徒を教へて、自身と檀信徒との頭腦が深く佛法の中に喰入りて密着不離に至るとき、茲に始めて宗門振興の曙光を認め得らるゝであらう、依て吾等はみな共にこの宗門を振興すべき責任あることを自覺せねばならぬ。

今之を自覺するとき、端なくも深く身に感ずることは、自己の一身の行持である、前來論述する所の如く、自身先づ佛制に背き、三世因果の理法に違ひ、世の倫理人道問題にすら觸忤して、自救不了なるときは、如何に身を以て檀信を教へんとするも、不可能たること論ずるまでもない。

それには先づ人々各自の生活の内面より改善して、表裏一枚、言行一致になるの要がある、人若しこの僧侶家族論に於て、自ら評價することを許さば、その價は唯だこの處に在る、若しなければ論旨の不徹底にして、吾等の力の足らざるの罪に歸するの外はない、故に強ち異性の相愛を論じて、猥りに肉感の衝動を讚美す

るものと誤らるゝは、實に吾等が心外とする所である。

茲に於て本論が深く宗門僧侶に望む所は、若し眞に斷淫禁慾して表裏一枚に無妻主義を貫徹すれば乃ち可し、若し然らざるに於ては、更に遲疑する所なく公然妻帯を實行して内外玲瓏の行持に住し、その力の堪ゆる所に随つて、飽くまでその責任を自覺して宗門振興の實績を擧ぐることに努めよ、さなくして本論が唯だ妻帯を實行するのみの家族論に終らば、我が佛教界は世の生活難と闘ひ得ざる弱者が、遊惰安逸に日を送るの避難所と爲り終らん、吾等は吾が親愛なる宗門僧侶が、吾等と共に斯かる避難民たることを信ずる能はざる者である。

第七十四章 本論の總結「本論歸趣の概要」

斯くの如く述べ去り、論じ來るところの意義、稍や纏綿錯綜の感あらんも、その歸結する所の順序の概要を列擧すれば、凡そ左の如くに爲る。

- 一 目下の宗門を振興するには、先づ現在に闕陥せる僧侶の徳性を涵養し、その人文を開發するの要がある。
- 二 徳を養ひ、能を啓くには、現に目前に横たはれる僧侶の妻帯問題を研究し

て、之を解決せねばならぬ。

三 妻帯問題を研究し、解決するは、議論にあらずして實際を尙び、少数を除いて、多数に依ることを要する、この意味に於て非妻帯は例外と爲り、妻帯を通過とすることに歸結する。

四 妻帯を通過とするも、佛制と宗令(従前の宗制宗達)とは猶之を制禁して居る、依て之を開禁または回避するの道を講ぜねばならぬ、茲に於てその研究は自ら二つに分れる。

その一 佛制上の菩薩戒に於ける淫戒を開禁するの道は、一面には一分受の法に依り、一面には開制無犯の法に依ること。

その二 宗令上の制禁は畢竟制裁の力を失へる徒法なれども、今之を論議するは妥當を缺くの嫌あれば、且らく隱黙の間に置くこと。

五 寺院に於ける女性の穢物は、地藏菩薩の願力に依てその罪を救はるゝこと疑ひなければ、護法龍天土地伽藍神の守護を得るに障礙なきこと。

六 妻帯の解禁は元來自己の行持に基づくものにして、餘人の關知すべき所にあらざるも、一人一個の單獨行爲は自ら放縱濫漫に流れ易く、随つてその弊

害も多ければ、同盟結合の力を以て、その節制を一にすること。

七 目下に闕陥せる宗門僧侶の信念を堅固にし、その責任の自覺を以て、感激の象徴を宗門振興の實績上に露はし、茲に始めて僧侶の生を充實し、且つその生存をして眞に意義あらしむること。

本論歸結の大意は先づ斯くの如くである、依て今この論の筆を擱くに當つて、特に吾等が一家の見地に立て猶些か辯すべきことがある。

そは前にも一言せる古來の佛者が何時の間にか、菩薩乘と聲聞乘とを取違へて、僧侶の行持を極度にまで窮屈一遍のものにしたことである、これは彼の小乘聲聞行を専らとせる一部律僧などの修行にかゝれたる故もあらんが、その主なる原因は中古以來彼の僧位僧官、寺階格式などいへる僧侶の名聞心を煽るに好適なる制度があつて、遂に己れの分に應ぜざる出世を望み、或は無智低級なる信徒より木佛金佛の如く尊崇せらるゝことを是として、世に偽善と稱する賈綿密を街ふことが巧みになり、展轉相續、その因習の久しきに及んで、漸やく今日の陋弊を生ずるに至れること、歎かはしき次第である。

若し佛在世に於ける眞の菩薩乘の意義より觀れば、既に一分受あり、隨分受あり、

開制不犯、利益無犯の別解脱があつて、他の純然たる聲聞乘を除き、菩薩の行業はさまで窮屈極まるものではない、乳酪生酥熟酥とは今の世の牛乳バター類なるべく、五種の淨肉とは今の世の干物鯉節カサヅクと何の異なる所がある。

佛法を餘りに曲解濫吹して、僧侶の行持を餘りに窮屈ならしむれば、之が爲め僧侶は無繩自縛せられて、その職業の苛辣残忍に安んじ得ず、少數なる名聞僧の犠牲として破戒濫行の名を負はされ、餘りの無理非道さに、遂に良心に麻痺を起して、羞恥をも辨へず人道をも顧みざるに至る、若し然らざる者は日夜破戒罪惡の疾苦に堪へやらず、自ら苛責の地獄に墮ちて、泣くにも泣かれぬ不安の念に襲はれつゝ、終に悶死するに至る、二者その一出でざるべき、釋尊遺付の佛法は誰れに依て慈氏の下生ゴッタイに傳ふることを得んか、佛法は實に吾等の佛法である、他の我利名聞、陽守陰犯者流の佛法でない、行はるべく之を革新し、樂しむでその道に従ふは、眞に吾等の任にして、且つ吾等の本分である。

佛天擁護。祖道興隆。時機相應。行持玲瓏。(尾)

附 錄

第一 應機隨時說

夫れ應機と隨時とは我が教法家の一大方便にして、化益門頭須臾も缺くべからざる活手段なり、蓋し我が教法の體たるや解脱證契よく物をして苦を離れ樂を得せしむるにあり、其の用たるや善巧方便よく人をして信を發し疑がひを除かしむるにあり、所以に先づ教化に臨まんと欲せば、深く機根の熟不熟を觀察し、厚く時節の到不到を推量し、而して宜しく群民を利濟すべし、若し僅かも機に違ひ時に背かば、當に信心を生ぜざるのみならず、却つて疑念を起し、遂に惑亂を醸すに至る、譬へば井底の蝦蟆には以て大海を説くべからざるが如し、是れ即ち其の機根に堪へざればなり、又夏中の蟪蛄には以て極寒を語るべからざるが如し、是れ乃ち其の時節に應ぜざればなり。

熟々我が教主世尊の化門を竺土に開闢し、以て群生を利濟したまふ其の始終を追思するに、始め菩提樹下に在して無上道を成したまひ、觀樹思惟三七日を経て深

く時機の不到不熟なるを觀察したまひ、因りて波羅奈國鹿野苑の中に於て三乘權化の法義を開演し、諄々として善く群生を誘導したまふ、此に於て諸乘悉く備はらずと云ふことなし、然り而して遂に大乘一實の妙道を開顯したまふに及んで教主出世の本懐此に圓滿し、終に鳩尸那城雙樹の間に於て滅度を唱へたまふまで、四十九年の教化或は華嚴、阿含、方等、般若、法華涅槃の區別あるは、是れ其の時節の到不到を觀すればなり、又は五戒、十善、四諦、十二因縁、六度萬行の差異あるは、其の機根の熟不熟に因ればなり、是れ皆且らく機に應じ時に隨ふの善巧方便にして其の實は多種あることなし、所以に唯一乘法無二亦無三と説きたまへり、戲乎世尊の教化始終其の妙を竭し時機その的を得たりと言つべし、然らば則ち其の末流に浴し其の餘徳を蒙ふる吾人同胞にして、豈にまた之に順じて親しく群類を誘掖せざるべけんや。

然るに今や世尊の滅後殆んど三千年に幾く、正像の二時は迥かに過ぎ、既に是れ末法五濁の惡世なり、行證兩つながら缺けて總かに其の名を聞くことを得るのみ此に至りて宿福愈、拙なきに失し、機根愈、浮薄に流れ、遂に因果應報の眞理を信ずることなく、妄りに轉凡入聖の大事を疑がひ、殊に狡猾の世智を逞しふして佛法

を楚毒の如くに罵詈する輩また少なしとせず、豈にまた慨嘆の至りに堪ゆべけんや。

試みに頭を回らして今時の機根を洞察するに、又自から智愚利鈍の別なきこと能はず、而して其の利智なる者と雖ども、謂ゆる今人を以て古人に比すれば九牛の一毛にも及ばざるものにして、驀頭に佛向上の事を以て之を接化すべき機根にあらず、況んや其の愚鈍なるものに於てをや、當に宜しく時機相應の的處を辨じて、以て之を誘導すべし、然らば則ち且らく機根を三等に區別し其の分に應じて利濟せば可ならん乎、請ふ試みに之を辯ぜん。

第一深く佛法を信解して離苦得脱を願樂する者には、一切衆生本來成佛の旨を開顯して不退轉に住せしめ、第二正法の最勝なるを聽受して此の道に歸入せんと欲する者には、漸々修學悉當成佛の旨を説示して信根に培かはしめ、第三希有難値の法門に於て未得不信の者には、一稱南無佛皆已成佛道の旨を懇諭して佛道に勝縁を結ばしむ、嗚呼自餘の惡逆無道にして正法の不思議を信せず、却つて謗佛毀釋を爲す者は、即ち闍提の流類なるを以て、謂ゆる唯除五逆誹謗正法なるもの歟、聊爾にも昔日の溪聲山色は即ち是れ今日の溪聲山色なり、今人の眼橫鼻直は古人

の眼横鼻直に異なることなし、何の古今をか是れ論ぜん、人々悉く衝天の志氣あり、佛祖の行處に向つて行かず等と放言して、漫に自他を欺むることあらば、果然として時機に背戻し去らん、仲尼が謂ゆる中人以上は以て上を語るべし、中人以下は以て上を語るべからずとは、是れ機に應ずるの謂なり、暑に當りて袷綿褌必らず表して而して之を出すとは、是れ時に隨ふの謂なるべし、我が教法家は宜く之を諦悉せざるべけんや、之を應機隨時の説となす。

第一 時機同遷説

莊子曰く、楮小なる者は以て大を懐くべからず、綆短なる者は以て深を汲むべからずと、眞なる哉言や、夫れ少なき者の多き者に負け、實なるもの、虚なるものに勝つは古今事理の定分にして、吾人の疑を容れざる所なり、故に正法興隆の昔年は機根も自から勝大なり、末法衰頽の今日は機根も隨て小劣なり、是れ即ち余が昨年十二月二十日の新誌に於て、應機隨時説を演述せし所以なり、然るに今又深く心に感ずる所ありて此の説題を設け、以て前説の遺漏を補なはんと欲す、蓋し正法興隆の昔年と雖ども榮して機根勝大なりと云にはあらず、末法衰頽の今時

と雖ども、悉く機根小劣なりと云ふにはあらず、然れども謂ゆる少は固より多に負るの理勢なれば、概して古へは隆盛に、今は衰廢なりと云はざるを得ざるなり、如何となれば、正像末の三時漸次に變遷して、群類の機根齊しく浮薄に流るゝこと、水の卑くきに着くが如くにして、強て逆泝せしむること能はざる條理あればなり、故に口に正法振起を説き、形に邪教破斥を表するも、到底これ皮相上の興隆に止まりて、正法骨髓の衰頽は日一日よりも深きを見れば、是れまた實は固より虚に勝の理勢あればなり、看よ目下上根勝機の少數は下根劣機の多同に負け、末法濁惡の實況は正法淳善の空論に勝つの情態なるを。

法滅盡經に曰く、佛阿難に告げ玉はく、我れ泥洹の後に法滅せんと欲する時、五濁惡世にして魔道興盛し、諸魔沙門五道を壞亂し、俗衣裳を着し、好袈裟五色の服を飾り、酒を飲み、肉を炙し、生を殺し、味を貪ぼりて、慈心あることなく、更に相憎嫉すと、又法華經に曰く、惡世の中の比丘は邪智にして心諂曲し、未だ得ざるを已に得たりと謂ひ、未だ證らざるを已に證れりと謂ふ云々と、證道歌に曰く、嗚呼末法の惡時世、衆生薄福にして調製し難し、聖を去ること遠くして邪見深し、魔強く法弱くして怨害多しと、禪門寶訓に曰く、末法の比丘道徳を修せ

ず、節義あること少なし、往々に苟直骸髒として、尾を搖かして憐みを乞ひ、名利を權勢の門に追求す云々と。

上來所説吾人の普く知る所にして、總て今日末法濁惡なるの實況を數千百年の昔時に洞觀し、之を憂苦し玉へる格言に非ざるはなし、故に曰ふ、末法衰頹の今日は機根も亦た隨て小劣なりと、今夫れ外相の正否は且らく問はず、試みに内心の實地所在を各自に審査せよ、今時誰か上來諸説の囿圍を脱する者なるぞ、恐くは諸説に觸忤するもの洄河の沙數よりも多く、諸説に漏洩するものは曉天の殘星よりも少なかるべし、否な他は識らず余は身を刺して實に其の中にあり。

伏して古聖先賢の勝蹟を追尋すれば、半偈を求めんと欲して命を雪山に懸け、大法を聽かんが爲に身を仙人の座となし、經卷を書寫せんと要して皮を紙となし、血を墨となし、骨を筆となす、身を焼て三寶に供するあり、臂を斷つあり、指を斬るあり、雪を衾とし石を枕とするもあり、一命を刀杖の下に棄るもあり、自餘の千辛萬苦擧て數ふるべからず、要する所は皆唯父母所生の臭皮袋を輕んじて、佛祖相承の骨肉髓を重んずるにあるのみ。余は是等の諸行を見聞し實に慙恐に堪へず、口に寒毛卓立すと云ひ、心に容身無地と思ふも猶ほ愚かなるを知る。

此を以て先きには大に發憤して謂らく、古人も眼橫鼻直なり、今人も眼橫鼻直なり、柳綠花紅、鶴長鳧短、古今毫も變易あることなし、何ぞ怠慢の甚しきや、行て佛頂額を慕過し、坐して正覺位を成得するは此の時なりと、心念一たび此に決して數、新誌の片隅を借り、難行能行の旨趣を敷演せしかども、如奈せん時末法に遷り、機小劣に流れ、到底勞して功なきことを、進んで自慢我執を逞ふするの難きよりは、退いて隨流得妙の易きに如かず、此に於てか始めて應機隨時の説を演べ、今又時機同遷の説を述べ、意たゞ時機の變通に明かにして、舊習の頑陋を破り、吾人共に内犯外守の架空論を罷めて墮獄の業因を斷じ、行解相應の眞實説を以て、處世の本分を盡さんと欲するのみ。

上來演べ去り説き來れば、時機同遷は古今の定分にして敢て齟齬せず。時に傍人難じて曰く、先賢言へることあり、古人山林に處し、朝市に隠れて、名利に牽かれず、聲色に惑はされず、遂に能く清風一時に振ひ、美名萬世に垂る、豈に古人の爲すべくして、今人の爲すべからざるあらんや、教の未だ至らず、行の未だ力めざるに由るのみ、或人の古人は淳朴なるが故に教ゆべく、今人は浮薄なるが故に教ゆべからずと云へるが如きは、實に盡惑の言のみ、子少しく之を思へと、余

之に答へて曰く、余は未だ之を信ずること能はず、何となれば、今時吾人了解の緒は小なり、以て大乘極致の法味を懐くべからず、今時吾人行相の纏は短なり、以て深妙不測の智水を汲むべからず、莊周が言誠に所以ありと、之を時機同遷の説となす。

如上、第一『應機隨時説』は今より三十七年前即ち明治十三年に執筆して當時の明教新誌に掲げ、第二『時機同遷説』はその翌明治十四年に起草して亦同新誌に載せたるものにて、共に著者が齡二十歳前後の筆なれば、その述ぶる所未だ乳臭を脱せざれども、而かも之を一貫せる所見の大體は今と毫も異らざるを追想して、この長き日月に於ける世態の推移にも自ら一種の感に堪へざるものあれば、茲に之を附録として讀者の一瞥を煩はさんとす。

附録外 寺に住まはる、婦人方へ

著者は今公にみなさんを奥さんと呼びたいのです、されど今の時代はまだみなさんをば公に奥さんと呼ぶ組織になつてゐません、依て本意なくも假りに婦人方と呼びます、婦人方とはみなさん自身の立場から見て變な感へのする呼方でせう。

人は如何なる者と雖もみな死處といふものがあります、女子が嫁入するときは、夫の家を死處として歸きます、歸つてからも此處を自分の死處と思つて安心して暮します、人は老少不定です、みなさんは今居らる、寺を死處として安心して暮して居られますか、よもやさうではないでせう。婚姻は人生三大禮の一つである次第は、この書の本文の中に述べてあります、死んで葬式を営むことも亦三大禮の一つです、若しまことの死處ならば、公に葬式が営まれねばなりません。みなさんの居らる、寺には、みなさんを葬るべく公然の墓場がありますか、それもまだないでせう、まだないのが眞實でせう、死んで墓場のないやうなことで、自ら安心して暮して居られますか。若しみなさんが死なれたとき、みなさんの棺が公に親類や、法類や、檀家の人に送られてその墓場へ行かれますか、さうではないでせう、みなさんには現に事實上の夫婦關係はあれど、肝腎の僧老同穴といふことがありません、僧老同穴がなければ夫婦關係ではなくて、肉の關係となつて仕舞ます、淺ましいではありませんか。みなさんの今の結婚當時には、定めて人には語れぬほどの一種の不安があつたでせう、既に結婚に不安があつて、死んでまた不安が襲ふとすれば、みなさんは不安と不安の中に挟まれて、安からざる今の

附録外 寺に住まはる、婦人方へ

二七〇

月日を送つて居られるのではありませんか。みなさんの事実上の夫たる住職その人は、安心立命といふことを説かれることがあるでせう、そして時には檀家の衆にも説いて聴かされることがあるでせう、現に檀家の衆に教ふる身でありながら、ナゼみなさんを安心の地に置いて、安心立命の月日を送らせないでせう、みなさんは、みなさんの夫にこの事をお尋ねなさい、若し尋ねてその答が満足でなかつたなら、事實上に満足の出来るまでお迫りなさい。決して冗談や戯論ではありませぬ、人間が人間として世に立つ上の大問題です、これからは著者はみなさんの親しき相談相手になることありませう、著者がこの相談相手となつて、みなさんの生前死後が安心なやうになれば、著者はそれでこの世に生れて来た本望は達げられます、著者はみなさんの夫の味方たると共に、またみなさんの味方です。みなさんもこれからは天下晴れて公に立派な奥さんになるやうに、今から眞剣の心になつて、その積りで居て下さい。

みなさんと親しき未見の友として 栗山泰音

若し法の爲を思はば。人に外道と呼ばれることを厭ふな。覺
黨と勝られることを嫌ふな。夜叉ともなれ。羅刹ともなれ。大
阿修羅王ともなれ。而かも心は眞の菩薩たることを忘るな

大正六年七月五日印刷
大正六年七月九日發行

價金壹圓

發行者兼 栗山泰音

東京府荏原郡大井町四百十二番地

印刷者 中野 鏡 太郎

東京市麻布區本村町十八番地

發行所 櫻 樹 下 堂

東京府荏原郡大井町四百十二番地

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

不許複製並翻譯



この裏に『嶽山史論』の廣告を掲ぐ

附録外 寺に住まはる、婦人方へ

二七〇

月日を送つて居られるのではありませんか。みなさんの事実上の夫たる住職その人は、安心立命といふことを説かれることがあるでせう、そして時には檀家の衆にも説いて聴かされることがあるでせう、現に檀家の衆に教ふる身でありながら、ナゼみなさんを安心の地に置いて、安心立命の月日を送らせないでせう、みなさんは、みなさんの夫にこの事をお尋ねなさい、若し尋ねてその答が満足でなかつたなら、事實上に満足の出来るまでお迫りなさい。決して冗談や戯論ではありませぬ、人間が人間として世に立つ上の大問題です、これからは著者はみなさんの親しき相談相手になることもありませう、著者がこの相談相手となつて、みなさんの生前死後が安心なやうになれば、著者はそれでこの世に生れて来た本望は遂げられます、著者はみなさんの夫の味方たると共に、またみなさんの味方です。みなさんもこれからは天下晴れて公に立派な奥さんになるやうに、今から眞剣の心になつて、その積りで居て下さい。

みなさんと親しき未見の友として 栗山泰音

若し法の爲を思はゞ。人に外道と呼ばれることを厭ふな。冤黨と誇られることを嫌ふな。夜叉ともなれ。羅刹ともなれ。大阿修羅王ともなれ。而かも心は眞の菩薩たることを忘るな

大正六年七月五日印刷
大正六年七月九日發行

價金壹圓

著作兼發行者 栗山泰音
東京府荏原郡大井町四百十二番地

印刷者 中野 鏡太郎
東京市麻布區本村町十八番地

發行所 櫻樹 下堂
東京府荏原郡大井町四百十二番地

印刷所 東洋印刷株式會社
東京市芝區愛宕町三丁目二番地

不許複製並翻譯



この裏に『嶽山史論』の廣告を掲ぐ

栗山泰音著

嶽山史論

菊版「箱入」全壹冊
紙數四百四十餘頁
價金壹圓參拾錢
郵稅內地金拾貳錢

東京市外大井町

櫻樹下堂

振替口座 東京 三六一五七番

購讀申込所

購讀申込金即時發送

卷 中 目 次

- 第一章 本論著述の必要とその經過
- 第二章 嶽山史の時代分類と部門分類
- 第三章 宗門に獨立せし加賀の大乗寺
- 第四章 宗門に獨立せし能登の永光寺
- 第五章 宗門に獨立せし陸奥の正法寺
- 第六章 宗門に獨立せし肥後の大慈寺
- 第七章 輪住地獨住地に於ける住職の分類
- 第八章 總持寺 以外の 輪住地
- 第九章 總持寺 五院の 輪番地
- 第十章 總持寺の直末庵末とその開山
- 第十一章 廢絶せる佛陀寺と聖興寺
- 第十二章 廢寺の復興と寺統世系の關係
- 第十三章 寺統史上に於ける關東と駿遠參
- 第十四章 室内三物中なる大事の概見
- 第十五章 寒巖禪師の嗣承異說
- 第十六章 義介禪師の兩宗嗣承
- 第十七章 法派の斷絶せる從上列祖
- 第十八章 嗣承の次第と寺統の次第
- 第十九章 元祿一師印證史の真相
- 第二十章 肥山和尚と正法寺の惡因緣
- 第二十一章 一師印證前後に於ける明峰派の消長
- 第二十二章 永平寺總持寺に於ける轉衣數の比較
- 第二十三章 源翁禪師に係る四箇の疑問
- 第二十四章 道號平號と號諱名字の叢管
- 第二十五章 總持寺に於ける永祖尊像の奉安
- 第二十六章 瑩峨兩祖と五院列祖の面貌風采
- 第二十七章 全國に於ける總持寺各派の勢力分布
- 第二十八章 本論に於ける未了の公案

泰音曰く『嶽山史論』は予が總持寺の山命を帯びて多年來研究しつゝある本山歴史事業の中途の試みとして著述發行せし所に係り宗内既にその定評あらんも今未讀の人の爲めにその一貫せる内容を略言せば總持寺を中心として宗門六百八十年間に渉る史實を考索するの概念を養ふべくその高等資料として著述せしもの故宗門歴史研究の參考書として缺くべからざるを信じ茲に著者自ら未讀の人に推奨す

泰音又曰く 予は目下『稿本曹洞編年史料』（紙數約壹千頁）の編纂中に屬し近く將にその稿を脱せんとす

324
534

/

終